Annual Report 2020

日本公認会計士協会

Annual Report 2020

Contents

Who We Are

日本公認会計士協会の理念、
概要をご紹介します。

会長メッセージ …… 2

経営方針 …… 6

特別対談 …… 8

理念と事業活動 …… 12
- 理念
- 事業活動

沿革 …… 14

公認会計士の概要 …… 16
- 1 公認会計士監査
- 2 公認会計士数の推移
- 3 公認会計士の活動領域

What We Do

当協会の活動を現在及び
未来の視点でご紹介します。

2019年度（第54事業年度）
事業計画及び活動状況 …… 19
- 1 基本方針及び重点施策
- 2 事業及び会務の報告

自主規制の取組 …… 28
- 1 自主規制の全体像
- 2 個別事案審査
- 3 監査事務所の品質管理

公認会計士に対する信頼の確立 …… 36
- 1 高品質かつ信頼ある企業情報開示〈担当役員インタビュー〉
- 2 監査人の独立性強化
- 3 公認会計士社外役員や組織内会計士への倫理規則の遵守徹底

多様な領域での
会計インフラへの貢献 …… 42
- 1 非営利組織モデル会計基準
- 2 税制改正に関する要望

継続的専門研修制度 …… 46
- 1 概要
- 2 実施状況
- 3 履修状況
- 4 研究大会

社会貢献活動 …… 48
- 1 持続可能な社会構築に向けた取組
- 2 会計基礎教育
- 3 ハロー!会計
- 4 途上国支援
- 5 災害復興支援

How We Operate

当協会の運営体制及び
運営状況をご紹介します。

組織基盤 …… 52
- 1 ガバナンス体制
- 2 地域会
- 3 事務局体制

財政状況 …… 58
- 1 収益構造
- 2 2020年3月期決算の状況と財政構造の見直し

会長メッセージ

公認会計士は、日本の未来に対して どのような貢献ができるのか

日本公認会計士協会 会長　手塚正彦

Masahiko Tezuka, Chairman and President of JICPA

日本は今、過去に類を見ない急速な人口減少に直面し、経済・社会の長期的な展望を描くことが極めて難しい状況にあります。日本の未来を切り拓くには、経済の活力、とりわけ企業の持続的な価値創造能力の向上が不可欠と言えます。資本市場が活発に機能し、価値創造能力の高い企業に効率的に資金が配分され、さらに企業成長が促されるという好循環が実現できなければ、資本市場のメカニズムを通じた国民の富の増加と資産形成が促進されていきません。人生100年時代を迎えるに当たり、国民の資産形成の重要性がますます高まっていると言えます。

私は2019年7月に日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）の会長に就任して以来、10年、20年先を見据えて、日本の未来に対して公認会計士がどのように貢献できるかを考え、解決すべき課題を明確にし、「前進〜未来へ」というスローガンを掲げて、必要な変革に全力で取り組んでいます。

日本公認会計士協会の組織改革

私が会長としての方針を打ち出すに当たって参考にしたのが、2007年に藤沼亜起元会長がまとめられた「ビジョン・ペーパー日本公認会計士協会の進むべき方向性」※1でした。10年以上経った今もこのビジョンは全く色あせておらず、私たちの業界が立ち戻る原点だと考えています。

その一方で、当協会が対処すべき課題は当時と比べると格段に広がっています。これは、上場会社数が増えるとともに、企業が加速度的にグローバル化し、デジタル技術革新によって事業構造そのものを大きく変えつつあること、公益法人、社会福祉法人、医療法人など一定規模以上の非営利法人への公認会計士監査が義務付けられるなど、監査対象範囲が拡大し、今後もその拡大が見込まれることなどによるものです。

このような急速かつ大きな変化に適切に対処するためには、当協会の活動を、従来型の決められたことを着実に実行する「運営」から、公認会計士を取り巻く環境変化に適応する「経営」へと転換する必要があると考えました。そのためには、当協会の会務全体を俯瞰して戦略的に取り組み、オープンに部門間の連携を促進していく機能が不可欠です。また、公認会計士が、企業及び社会の急速な変化に適応し公益に資するプロフェッションであり続けるためには、立法府、官公庁、経済界などのステークホルダーともオープンにコミュニケーションを重ね、公益に資する施策を明確にして実行していかなければなりません。そこで、このような機能を果たす部門として「総合戦略・企画・コミュニケーション」部門を新設しました。そして、この部門が中心となって、公認会計士業界の重要課題を洗い出し、課題を解決するために5つの戦略目標を設定し、それらを達成するための施策の策定と見える化を進めています。さらに具体的に各施策を講じていくに当たり、変化を恐れずに取り組む組織風土を醸成するために、当協会の役員と職員が共有すべき価値観※2を示しました。すなわち、先見性、戦略性、創造性を持って課題に臨み、ステークホルダーからの信頼を第一に、協働しながら建設的な関係を築き、オープンで生産性の高い「経営」を行っていく――このようにして「会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体」を目指していきます。

会長メッセージ

監査の現場力の強化に向けた取組

監査の品質と信頼を支える基盤となるのが「監査の現場力」です。「監査の現場力」とは、「現実を正しく認識し、問題を発見し、その原因を究明し、問題の解決に貢献する力」と考えています。企業には、適正な財務情報を開示するという責務、すなわち、企業にとっての在るべき姿がありますが、多くの場合、この在るべき姿と企業の現実にはギャップ、すなわち「問題」が生じています。公認会計士には、職業的懐疑心を発揮してこの問題を発見し、その原因を究明し、企業に粘り強く働きかけて解決に向けた行動を促すことが求められますが、この職業的懐疑心の発揮が「監査の現場力の強化」の最も重要な鍵となります。

監査先企業の規模の拡大、事業の多様化・グローバル化の著しい進展が、企業活動の理解を格段に難しくしており、時代に適合した監査人の資質の向上はもとより、高度なITインフラとデータ分析技術の活用による業務の高度化・効率化と十分な監査時間の確保、職業的懐疑心の発揮を促すための不正事例研修等の充実などが、監査の現場力強化の重点課題となっています。当協会は、公認会計士監査に対する信頼を揺るぎないものとするために、これらの課題に全力で取り組んでいく所存です。

2020年度に注力する3つの貢献

2020年度は3つの貢献に注力していきます。

1.「品格と活力ある資本市場」の形成に対する貢献

株式や債券が取引される資本市場が活発に機能し、価値創造能力が高い企業に対して効率的に資金が配分されることによって、企業の成長が促されるという国民の富の増加と資産形成につながるメカニズムが健全に機能している「品格と活力ある資本市場」を維持するため、公認会計士は、財務諸表監査と内部統制監査を適切に実施し、企業情報開示の信頼性確保と企業経営の健全性確保に寄与することを通じて、この「品格と活力ある資本市場」の維持に貢献していきます。

企業情報の開示については、財務情報だけではなくESGに関する情報も併せて考慮して企業の持続的な価値創造能力を見極めていくという、投資家からのニーズが高まっています。こうした要請に対して、当協会では、これまで内部の別々の組織で検討していた財務情報と非財務情報の開示について、一つの組織で一体的に検討できるようにしました。また、企業情報開示とそれに関するガバナンスの在り方について、外部有識者も含む特別委員会を設置して議論を重ねています。

また、公認会計士の過半数が監査法人以外に活躍の場を求め、企業の役員や職員として活躍しています。上場企業の社外役員に就任している公認会計士も1,600人を超えています。当協会が、こうした企業内で働く公認会計士の活動を支援することを通じて、適正な企業情報開示の実現と企業経営の健全化に貢献できると考えています。

2. 地域活性化と社会インフラの健全性維持に対する貢献

日本で地域の過疎化と地域経済の縮小が深刻な社会課題となっています。地方創生が国の重要な政策課題となる中、地域で活動する公認会計士は、監査、会計、税務等の幅広い業務経験を通じて培った中小企業支援の高度なノウハウを有しています。当協会は、全国で活躍する公認会計士のネットワークを活用し、適切な人的リソースの配分にも意を尽くしながら、地域における中小企業支援に的確に応えていきます。また、地域の医療法人、社会福祉法人等への監査を通じ、地域の人々の生活を支える社会インフラの健全性維持にも取り組んでいきます。

3. 金融経済教育に対する貢献

人生100年時代を迎え、ビジネスの場だけでなく、国民一人ひとりが生涯の資産形成に取り組む上でも金融リテラシーを身に付けることが必須となっています。当協会は全国に16ある地域会を主体として、「ハロー！会計」という小学生、中学生を対象に会計を楽しく学ぶ教育プログラムを全国で展開しています。私は、会計リテラシーは、金融リテラシーを身に付けるために必須の資質であると考えており、今後もこのプログラムを継続していきます。また、中学校・高等学校の新たな学習指導要領に基づく教育課程において「会計情報の活用」が取り上げられることとなり、教員への周知・理解促進のための教材の作成が求められていることなどから、会計学や教育関係の有識者も交えながら支援の具体的な施策について検討を行っています。このように当協会は、会計・財務のプロフェッショナルとして、広く国民の皆さまに金融リテラシーを浸透させていく金融経済教育分野での貢献に引き続き取り組んでまいります。

結びにかえて

くしくも、新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本及び公認会計士業界は、急ぎ取り組まなければならない課題を突き付けられることとなりました。今後の取組として、新型コロナウイルスがもたらした危機の影響も踏まえて、長期的な視点で公認会計士業界や当協会の進むべき方向性を示すための「長期ビジョン」を、会員及び関係各位とともに明確にする必要があると考えています。例えば、10年以上先を見据えた公認会計士制度及び業界の在り方について、法律改正の要否も含めて抜本的に検討するには、5年単位の期間が必要となるでしょう。また、当協会のガバナンスや執行、さらには協会財政の在り方についても、マイルストーンを定めてしっかり引き継ぎながら議論を重ねていくべきです。

私は33年に上る実務経験から、公認会計士は、社会課題の解決に最も貢献できる可能性を持つプロフェッションであると確信しています。

これからも公認会計士の信頼確立のために不断の努力を続けるとともに、公認会計士がこれまで培ってきた能力、そして強固なネットワークを公益のために広く活用していただけるように、会員・準会員をはじめとするステークホルダーの皆さまとともに未来を見据えた取組に力を注いでまいります。

今後とも変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※1 ▶**2007年3月1日「ビジョン・ペーパー 日本公認会計士協会の進むべき方向性」**
https://jicpa.or.jp/specialized_field/post_337.html

※2 価値観
1. 会員をはじめとするステークホルダーからの信頼を第一とする
2. 先見性・戦略性・創造性を尊重する
3. ステークホルダーとの建設的な議論と協働を心がける
4. 助け合いと協力を尊重し、オープンで生産性の高い会務運営を心がける

経営方針

2019年7月22日に手塚正彦を会長とする新体制が発足しました。

当協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、これまで公認会計士監査の在り方を幾重にも見直し、監査制度改革に積極的に取り組んできました。

監査に関する制度的な手当てがここ数年で大きく進められた現状の今こそ、会計監査だけに留まらず、公認会計士業界の10年、20年先を見据え、長期的な視点で会務に取り組んでいくことが必要であると判断し、手塚会長をはじめとする現執行部における3年間のスローガンを以下のとおり掲げました。

【スローガン】
「前進～未来へ」

また、このスローガンを前提として、協会における在りたい姿・価値観を定義するため、公認会計士法における公認会計士の使命や現在のタグライン「Engage in the Public Interest」をベースに当協会の使命を以下のとおり整理しました。

【当協会の使命】
- 公認会計士に対する社会からの信頼を確立する。
- 会員のプロフェッショナルとしての資質の向上を支援する。
- 会員がその資質を発揮して社会に貢献できる場を提供する。

当協会では、整理したこれらの使命から、在りたい姿と価値観を以下のとおり定義しました。

【在りたい姿】
会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体

【価値観】
- 会員をはじめとするステークホルダーからの信頼を第一とする。
- 先見性・戦略性・創造性を尊重する。
- ステークホルダーとの建設的な議論と協働を心がける。
- 助け合いと協力を尊重し、オープンで生産性の高い会務運営を心がける。

当該在りたい姿となるべく、当協会を取り巻く現状を踏まえ、公認会計士業界が直面している重要課題を以下の6つに整理しました。

【6つの重要課題】
- 会計監査の在り方改革
- 会計基準及び監査の基準設定との関わり
- 企業情報開示の変革への適応
- 企業活動の変化及び技術革新への適応
- 公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足
- 急速な会員数の増加と会員への多様化への適応

上記の課題に取り組んでいくため、以下の5つの戦略目標を策定し、取組を進めていきます。

1　公認会計士に対する信頼の確立

我が国の公認会計士制度は、上場会社の財務諸表監査を担うものとして1948年に創設され、以来70年余の間、公認会計士は、財務諸表監査を通じて資本市場の信頼を守るために努力を重ねてきました。公認会計士が社会からその存在意義を認められ、職務を通じて社会に貢献していく原点は財務諸表監査に対する信頼にほかならず、引き続き財務諸表監査に対する社会からの信頼の確立に取り組んでいくとともに、「監査の現場力の強化」（4ページ「会長メッセージ」参照）にも取り組んでいきます。

2　ステークホルダー・エンゲージメント

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、官公庁や市場関係者、国際機関等といった様々なステークホルダーとの連携が不可欠です。ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を促進することによって信頼関係の更なる構築に努めていきます。

3　人財の確保と育成

企業活動のグローバル化、AIをはじめとする技術革新等により、公認会計士を取り巻く環境も大きく変化をしています。これらの環境変化を踏まえ、公認会計士がこれからも社会に貢献し続けていく存在であるために、公認会計士に求められる資質を改めて定義します。

また、女性活躍の促進や企業等で働く公認会計士、社外役員に就任している公認会計士の増加等近年の公認会計士の活躍の場の多様化に応じて、ダイバーシティ・インクルージョンの促進に取り組んでいきます。

4　社会からのニーズの充足

我が国が、人口減少、少子高齢化、地域過疎化等の多くの課題に直面する中で、公益に深く関わる事業体の生産性向上と経営の健全性の確保は喫緊の課題であり、公認会計士監査の対象は、学校法人、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、農業協同組合等へと拡大しています。公認会計士が、監査等を通じ、事業体の経営の健全化に資するとともに、ガバナンス改革と生産性向上に貢献し、地域活性化の一助となるよう取り組んでいきます。

5　会務運営の生産性・透明性

これらの戦略目標を達成するためには、当協会をより生産性の高い組織にすることが不可欠であり、ガバナンスの在り方の見直しや職員の働き方改革の推進等、組織改革に取り組んでいきます。

また、透明性の向上にも取り組み、社会に対し適時適切な情報発信を通じ、当協会の説明責任を果たしていきます。

経営方針の全体像

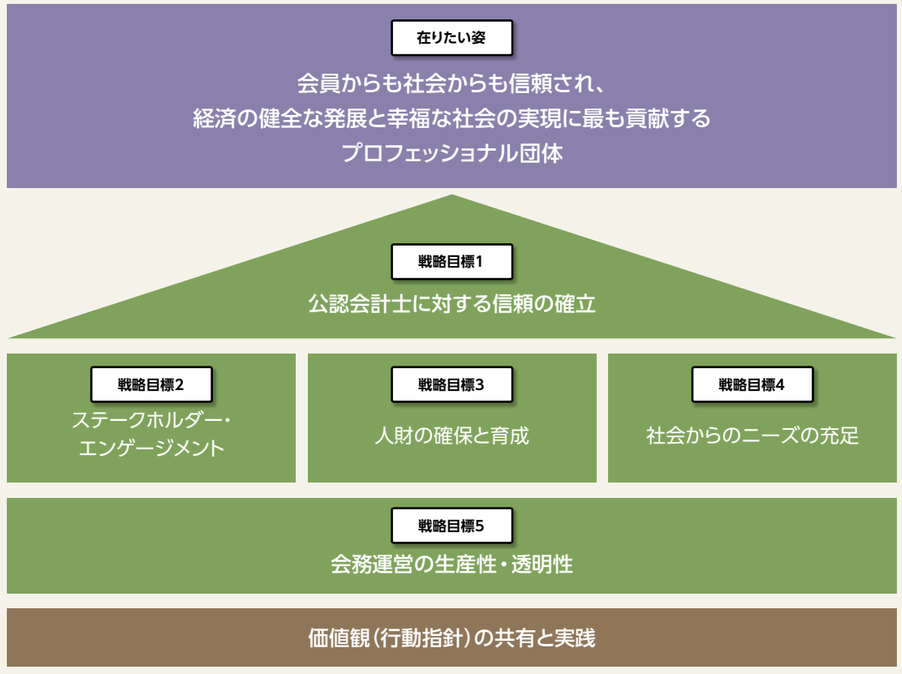

Special Dialogue

**日本経済の持続的成長、
国民の安定的な資産形成に不可欠な
資本市場の健全な発展を支える、
証券取引等監視委員会委員長
長谷川充弘氏をお招きし、
私たちが果たすべき役割と、
今後の関係強化等について議論を重ねました。**

（実施日:2020年3月5日）

長谷川 充弘 (はせがわ みつひろ)氏

1982年司法修習を修了し、検事に任官。以来、東京高等検察庁刑事部長、最高検察庁検事、名古屋地方検察庁検事正等を歴任し、2016年9月に広島高等検察庁検事長で退官。同年12月に証券取引等監視委員会の第5代目委員長に就任。

手塚会長 これからの日本は、少子高齢化が進んで人口も減少することが予想されます。このような環境において、経済を活性化して国民の富を形成するためには、ますます資本市場の信頼性確保が重要になると思います。証券取引等監視委員会による市場監視と公認会計士の監査は、異なる側面から企業をチェックする機能を持っていますが、市場の公正性・透明性を確保するという目的は同じであると考えています。これまでも定期的な意見交換等をさせていただいていますが、本日の対談をより強い協力関係を構築する第一歩にさせていただければと思います。

証券取引等監視委員会の市場環境及び課題に対する認識

手塚会長 まず、証券取引等監視委員会として資本市場を取り巻く環境、課題をどのように認識していますか。

長谷川委員長 資本市場を取り巻く環境が大きく変わりつつあることには、主として2つの構造的な要因があります。第一に、グローバリズムの著しい進展です。海外から日本への投資も、日本から海外への投資も増えています。企業活動そのものも、海外子会社との分業、アウトソーシング等によって国際化しています。第二は、デジタライゼーションの革命的な進歩です。アルゴリズム取引や高速取引が株式売買に用いられる一方、企業活動もビッグデータ、IoT、AI等によりビジネスが大きく変わってきています。

そのほかにも株式市場、債券市場をはじめ各種資本市場間の緊密化、世界的な低金利環境下での高リスク・低流動性ファンド等への資金流入の増大、国際的な緊張関係や地政学的リスク等を背景に経済・景気の不確実性が高まり、証券取引や金融商品が高度化・複雑化し、取引形態も多様化しています。こうした環境変化に伴い、相場操縦等の不公正取引の手口も巧妙化・多様化し、監視機関として新たな局面にどう対応していくか、苦労することが少なくありません。また、企業情報の適正な開示に対する上場企業の意識は向上してきてはいるものの、会計不正や開示規制違反は後を絶ちません。とりわけ、グローバルに事業展開している企業の開示不正にどう対処していくかが重要な課題になっていると認識しています。

さらには、近年の投資家の財務情報に限らない中長期的な企業価値に重きを置く傾向を踏まえると、ガバナンスを中心とした非財務情報をきちんと見ていく必要があるとも考えています。役員報酬の個別開示が大きく取り上げられた事例がありましたが、日本企業のガバナンスを考える上で歴史的に極めて重要な意味があります。役員報酬に関する情報は、それが高いか安いかではなく、市場が当該経営者の功績に対するインセンティブとして適切かを判断できるようにするため、まずは開示すべきであるということになります。記述情報の充実も中長期的な企業価値を判断するために重要ですし、財務諸表に虚偽の表示が混在していないか、非財務情報と突き合わせて検証すると分かってくる場合もあるかと思います。

手塚会長 私たちも上場企業による不適切会計が増加していることに関し、本年2月14日に会長声明※1を発出し、監査責任者に対する注意喚起を行ったところですが、仮に監査の重大な不備が指摘されることになれば、監査の信頼性をも損なうため、強い危機感を持っています。開示不正が起きる要因について、どうお考えでしょうか。

長谷川委員長 開示不正には様々な要因が考えられますが、いわゆる「ハコ企業」化した企業と、グローバルに事業展開している企業とでは、要因がかなり違ってきます。「ハコ企業」化した企業の場合、根本的にコンプライアンス意識が乏しいですし、ガバナンスは機能不全に陥っています。ともかくいかに上場を維持するか、見かけ上の利益をどう取り繕うかに汲々とする企業も少なくありません。一方、グローバルに事業展開している企業では、「恥ずかしい数字は出せない」という意識があるのかもしれません。ガバナンス体制がきちんとできているにもかかわらず、そうした不正が起こるのはやはり人間の心理の問題、経営の考え方によるものです。経営者がどういう精神を持っているかが一番大事ではないかと思います。

証券取引等監視委員会の取組について

手塚会長 証券取引等監視委員会では中期活動方針（第10期）※2をお出しになりましたが、具体的にご紹介いただけますでしょうか。

長谷川委員長 信頼され魅力ある資本市場を実現していくため、中期活動方針（第10期）では、「網羅的な市場監視（広く）」、「機動的な市場監視（早く）」、「深度ある市場監視（深く）」という、3つの目標を掲げ、その達成のために5つの施策を策定しています。ここでは、特に開示検査についてお話ししたいと思います。

まず、情報収集力・分析力の一層の強化・向上に取り組みます。先ほど触れた、グローバルに事業展開している企業とハコ企業とでは、開示不正の発生リスクがそれぞれ異なります。グローバルに事業展開している企業では、業界特有のリスクをマクロ的な視点で常に把握・分析するのに対し、ハコ企業はそれぞれに個性が強く、個別の情報収集が重要になります。

開示不正が与える市場へのインパクトにも違いがあり、グローバルに事業展開している企業で開示不正があると、国際的にも悪い印象を与えて市場に与えるインパクトが非常に大きくなります。グローバルに事業展開している企業の開示規制違反では、海外当局とも連携して実態解明を進めていきます。そして、開示検査を迅速に、かつ、効率的に行い、開示規制違反が認められた場合には課徴金納付命令を勧告

Special Dialogue

する等、実効的に開示規制違反の抑止を図っていきます。有価証券報告書の財務情報の正確性について、非財務情報との整合性も着眼点の1つとしながら、当該発行体だけでなく関連取引先からのヒアリング、資金の客観的な流れの検証等を行っていきます。

また、開示規制違反の再発防止、未然防止も重要です。再発防止のためには、違反の背景・根本原因の究明に努めつつ、対話・議論を通じ経営陣に対して問題の認識と解消策の検討を求めて、適正な開示に向けた体制整備を促すことが重要だと考えています。

日本公認会計士協会が果たすべき役割と期待について

手塚会長　私たち公認会計士が果たしていくべき役割をどのようにお考えになり、また今後どのような点に期待されていますか。

長谷川委員長　監査の品質の向上・強化に向けた取組の一層の推進を期待しております。監査業務が質・量ともに増大して複雑化する中、日本公認会計士協会には、準大手の監査法人が大手上場企業等の監査の受け皿になるような積極的なサポートをお願いしたいです。また、一部の中小監査法人等の監査全般の信頼性を揺るがす事案では、会計不正を見逃す監査法人が選ばれたのではないかという懸念の声が上がらないよう、品質管理レビュー制度等による自主規制も重要です。あらゆる組織が「身内に甘い」と言われないよう、「身内だからこそむしろ厳しく対処する」ことが求められる時代です。

こうした、監査の品質の向上・強化の上では、監査法人と被監査会社との積極的な議論が重要と考えており、監査法人のガバナンス・コードの「職業的懐疑心や職業的専門家としての能力」の十分な保持・発揮という点に注目しています。「職業的懐疑心」は、あらゆるプロフェッショナルの生命線です。疑問点に関する説明や追加資料を求めても、被監査会社から十分な対応が得られない場合、監査期間の制約もあって、監査の現場では苦悩があるとも聞きますが、そうした苦悩を解消するための日本公認会計士協会での議論や支援が大切であると思います。手塚会長がいつもおっしゃっている「監査の現場力の強化」とリンクしてくるのですが、職業的懐疑心が保持・発揮されるように日本公認会計士協会として積極的に活動していただきたいと思います。

手塚会長　「監査の現場力」とは、「現実を正しく認識し、問題を発見し、その原因を究明し、問題の解決に貢献する力」と考えていますが、まさにおっしゃるとおり、「監査の現場力の強化」のためには、職業的懐疑心の発揮が最も重要な鍵となります。現在、「監査の現場力の強化」に関する議論を進めているのですが、監査人に必要な資質の1つとして「不正事例に関する深い知見」があり、証券取引等監視委員会が作成された「開示検査事例集」※3は、この「不正事例に関する深い知見」を得る上で非常に有益であると考えています。

長谷川委員長　「開示検査事例集」は、課徴金納付命令勧告事案はもちろんのこと、勧告に至らなかった事案についても事案の内容や問題点等を取りまとめたものです。他社の開示規制違反から得られる教訓を他山の石として未然防止に努めていく上で活用いただければと思います。会計監査人に向けたメッセージも載せていますので、併せてご覧いただければと思います。

また、国際的な発言力の強化、国際貢献にも非常に期待しています。特に国際会計士連盟(IFAC)については、倫理や監査基準等について国際的な議論がなされているだけに、そこでの発言力を高めていただきたいと思っています。アジア・パシフィック地域での監査の品質の向上・強化については、今後も日本が重要な役割を果たしてくことへの期待があり、国際的なプレゼンスが高まることに期待しています。

そのほかにも公認会計士の職業倫理の更なる発揮や女性会計士活躍の更なる促進のためのKPI実現のための取組等についても期待しています。

証券取引等監視委員会の業務に従事する公認会計士について

手塚会長　証券取引等監視委員会では多くの公認会計士が働いていますが、その仕事ぶりはいかがでしょうか。

長谷川委員長　各監視実務において、財務資料に向き合い、適切に財務分析を行い、どこに虚偽があるのかを見抜くことができるのは正にプロフェッション、専門的知識と経験が豊富な公認会計士でなければできない仕事です。我々の仕事の極めて重要な一翼を担っていただいています。

当委員会で働く公認会計士の方々に共通するのは、不正を許さないという意識が極めて高く、職業倫理に忠実だという点です。また、長年の経験に基づく職人芸的なものが以前にも増して重要になってきていると感じており、様々なビジネスモデルやガバナンス体制について、公認会計士ならではの視点に基づいた意見を分析に活かしています。任期を終えられた後も、様々な分野で活躍されており、それだけ公認会計士の専門的な知見が世の中に必要とされているわけで、公認会計士の世界は非常に広がりがあると感じています。

手塚会長　ありがとうございます。引き続き、人の交流を深めさせていただき、お互いの良いところを活かしていきたいと思います。

証券取引等監視委員会と日本公認会計士協会との連携

手塚会長　証券取引等監視委員会と当協会が今後協働して行うことができる取組についてお聞かせください。

長谷川委員長　投資者保護の観点からは、企業情報の開示が極めて重要です。日本公認会計士協会の監査の品質の向上・強化への取組と、それを間接的に促す我々の開示規制違反の摘発、開示検査が基本的な協働関係であると考えています。公認会計士・監査審査会も重要な役割を果たしていることから、三者間の協働関係を強化していくことが必要であると考えています。また、情報共有・意見交換も重要です。開示検査で判明した監査上の問題点等を題材に、日本公認会計士協会と我々で定期的な意見交換を実施し、情報と問題意識の共有をすることが考えられます。そしてそこから得られる教訓を日本公認会計士協会が会員である公認会計士・監査法人へ適切に周知することが開示規制違反の再発防止・未然防止につながると考えています。

手塚会長　是非より深く密な関係を構築できればと思います。最後に一言、お願いいたします。

長谷川委員長　これからの資本市場の発展を支えていく上で、1つの大きな社会インフラが公認会計士・監査法人であり、それをバックアップしているのが日本公認会計士協会と言えます。資本市場の健全な維持・発展に貢献する日本公認会計士協会と我々はいわば“同志”のような存在、車の両輪のような関係であると認識しております。引き続き関係強化に努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

手塚会長　こちらこそよろしくお願いします。本日は、誠にありがとうございました。

※1 会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」
※2 2020年1月24日「証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)
　～信頼され魅力ある資本市場のために～」
※3 https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm

理念と事業活動

理念

公認会計士の使命と日本公認会計士協会の役割

公認会計士法では、公認会計士の使命について、「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」と定めています。日本公認会計士協会の目的については、公認会計士の品位の保持、公認会計士の指導、連絡及び監督等と定めています。

タグライン

《Engage in the Public Interest　社会に貢献する公認会計士》は、2013年7月に、日本公認会計士協会が定めたタグラインです。
公認会計士が会計及び監査の専門家として活動し、当協会は、公認会計士の業務の信頼の維持・向上のための指導・監督を行います。そして、公認会計士と当協会が社会に貢献する存在であり続けたいという想いを、このタグラインに込めています。

Engage in the Public Interest
社会に貢献する公認会計士

会員章

公認会計士は、業務を行うときは常に会員章を着用することが義務付けられています。

会員章

基本図形の正方形の集合を楕円で切り取ったデザインです。
「安定感」を持つ正方形の連続により経済社会の安定を守る公認会計士の連帯を表し、正方形が構成する楕円は「グローバルなイメージ」を感じさせ、世界経済を守る公認会計士の誇りを表しています。

2019年度（第54事業年度）事業計画及び活動状況 ▶P.19

自主規制の取組 ▶P.28

事業活動

当協会は、公認会計士法に定める、公認会計士の指導・連絡・監督及び公認会計士の登録を目的に設置されており、自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持等、《Engage in the Public Interest》のタグラインの下、様々な事業を行っております。
当協会の事業として会則第3条に以下を掲げています。

社会貢献活動 ▶P.48

日本公認会計士協会の事業（会則第3条）

① 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
② 会員の業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
③ 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
④ 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
⑤ 公認会計士制度及び公認会計士業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
⑥ 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
⑦ 公認会計士業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。
⑧ 公認会計士の業務に関する紛議の調停を行うこと。
⑨ 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
⑩ 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。
⑪ その他当協会の目的を達成するに必要な事業を行うこと。

公認会計士に対する信頼の確立 ▶P.36

多様な領域での会計インフラへの貢献 ▶P.42

継続的専門研修制度 ▶P.46

沿革

公認会計士制度の成り立ちと変遷

日本における職業会計人制度は、1927年の「計理士法」に基づく計理士の誕生から始まります。終戦後には財閥解体等による経済民主化が進められ、1948年に証券取引法が導入されると、同年、計理士法が廃止され、新たに「公認会計士法」が制定されました。翌年1949年には東京、大阪、名古屋をはじめとする8か所に証券取引所が開設され、1951年、初の証券取引法に基づく公認会計士監査が始まりました。公認会計士制度は、証券市場における財務諸表の信頼性確保のために誕生したのです。

以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられていきました。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、無限連帯責任を負う監査法人制度が導入されました。1967年には学校法人監査導入、1974年には商法に基づく公認会計士監査導入等公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていきました。2003年の公認会計士法改正においては、公認会計士の使命条項が第1条に掲げられ、独立性の強化も図られています。2007年の公認会計士法改正においては、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督・責任の在り方の見直しが行われました。

2017年には監査法人のガバナンス・コードが公表され、2018年の監査基準の改訂では「監査上の主要な検討事項(KAM)」が導入される等、監査の透明性向上の取組も進められています。

このように、公認会計士制度は、企業社会の変化・変遷に合わせ進化を続けています。

一方で、監査を受ける企業側においても、2008年から上場企業に内部統制監査が導入され、2015年にはコーポレートガバナンス・コードの適用が開始となる等、企業統治の整備が進んでおり、監査を実施する公認会計士と、監査を受ける企業が、それぞれの立場で資本市場の信頼性の確保に取り組んでいます。

揺籃期(1948年～)

公認会計士制度の基礎が作られる

- 1948 **公認会計士法の成立**、証券取引法の全面改正
- 1949 **日本公認会計士協会創立**
  「企業会計原則・財務諸表準則」設定
- 1950 「監査基準、監査実施準則(中間報告)」公表
- 1951 公認会計士監査制度の実施
- 1953 **社団法人日本公認会計士協会設立**

成長期(1956年～)

日本の高度成長と歩調を合わせ成長

- 1956 「監査基準、監査実施準則」改訂と「監査報告準則」設定
- 1961 証券取引所市場第二部の開設→監査対象会社の拡大
- 1962 「原価計算基準」設定
- 1965 相当数の粉飾決算会社の発見→監査基準等の改訂へ
- 1966 **公認会計士法の改正**
  日本公認会計士協会の特殊法人化
  監査法人制度の導入
- 1967 学校法人への公認会計士監査の導入
- 1973 国際会計基準委員会(IASC)発足
  公認会計士制度25周年記念式典の開催(記念事業の実施)
- 1974 商法特例法による監査の導入
- 1977 連結財務諸表の制度化(持分法導入は1983年)
  中間財務諸表の制度化
  国際会計士連盟(IFAC)発足
- 1987 第13回世界会計士会議東京大会の開催

改革期(1991年～)

信頼の未来へ向けた改革期

- 1991 「監査基準、監査実施準則、監査報告準則」改訂
- 1998 **継続的専門研修(CPE)制度発足**
  公認会計士制度50周年記念式典の開催(記念事業の実施)
  会計ビッグバン(1998～)
- 1999 **監査事務所の品質管理レビュー制度開始**
- 2001 (財)財務会計基準機構(FASF)・企業会計基準委員会(ASBJ)の設立
  監査業務モニター会議設置
  公認会計士会館竣工
- 2002 監査基準の改訂
- 2003 **公認会計士法の改正**
  公認会計士試験制度改正
- 2004 **日本公認会計士協会の特別民間法人化**
  継続的専門研修(CPE)の法定化
- 2005 会社法の成立
  「監査基準、中間監査基準」改訂、「監査に関する品質管理基準」設定
- 2006 金融商品取引法成立

進展期(2007年～)

国内・外の業務拡大が加速する進展期

- 2007 第17回アジア・太平洋会計士会議(CAPA大阪大会)の開催
  上場会社監査事務所登録制度発足
  公認会計士法の改正
  有限責任監査法人制度の導入
- 2008 内部統制監査及び四半期レビュー制度開始
  公認会計士制度60周年記念式典・記念講演の開催
- 2009 国際財務報告基準(IFRS)の任意適用決定
- 2010 **税務業務部会の設置**
- 2012 **組織内会計士協議会設置**
  IFRS財団がアジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に設置
- 2013 監査における不正リスク対応基準の設定
- 2014 監査基準の改訂
  会計監査人の選解任についての会社法の改正
  公会計協議会設置
- 2015 コーポレートガバナンス・コード適用開始
- 2016 社会福祉法人・医療法人への公認会計士監査の導入
  会計基礎教育推進会議設置
  女性会計士活躍促進協議会設置
- 2017 監査法人のガバナンス・コード公表
  社外役員会計士協議会設置
- 2018 **公認会計士制度70周年記念式典・記念講演の開催**
- 2019 農業協同組合への公認会計士監査の導入
  自主規制モニター会議設置

日本公認会計士協会事務所の歴史

1949.10~1956.5
旧東京商工会議所
(東京都千代田区)1階に借室

1956.5~1963.6
大同生命ビル
(東京都中央区)5階に借室

1963.6~1966.2
旧東京商工会議所ビル
(東京都千代田区)1階に借室

1966.2~1969.11
東京証券会館(東京都中央区)
4階と地下(実務補習所)に借室

1969.11~1977.6
歌舞伎会館(東京都中央区)
3階と4階を借室

1977.6~2001.11
旧公認会計士会館
(東京都文京区)

2001.11~
現在の公認会計士会館
(東京都千代田区)

公認会計士の概要

1　公認会計士監査

我が国の公認会計士制度は、戦後の証券市場の改革に合わせてスタートし、上場企業の監査を行う専門家として位置付けられていました。

その後、商法特例法による株式会社の監査が義務付けられたことをはじめ、様々な事業体が法令によって監査を義務付けられ、公認会計士が監査を行う分野は拡大の一途をたどっています。近年では、非営利分野での公認会計士による監査も増え、2016年4月1日に施行された改正農協法により、2019年度以降、貯金量200億円以上の農協、負債200億円以上の連合会は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査を受けることが新たに義務付けられました。

法令等の規定によって監査を受けることが義務付けられている主なものは、次のとおりです。

法定監査（法令等に基づく監査）

○金融商品取引法に基づく監査
特定の有価証券発行者等が提出する有価証券報告書等に含まれる財務計算に関する書類（貸借対照表や損益計算書等）には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないとされています（金融商品取引法第193条の2第1項、同第2項）。

○会社法に基づく監査
大会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置くことが義務付けられています（会社法第327条、同第328条）。また、会計監査人を置く旨を定款に定めれば、全ての株式会社は会計監査人を置くことができます。

○保険相互会社の監査
○特定目的会社の監査
○投資法人の監査
○投資事業有限責任組合の監査
○受益証券発行限定責任信託の監査
○国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
○寄附行為等の認可申請を行う学校法人の監査
○信用金庫の監査
○信用組合の監査
○労働金庫の監査
○独立行政法人の監査
○地方独立行政法人の監査
○国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
○公益社団・財団法人の監査
○一般社団・財団法人の監査
○消費生活協同組合の監査
○放送大学学園の監査
○農業信用基金協会の監査
○農林中央金庫の監査
○政党助成法に基づく政党交付金による支出等の報告書の監査
○社会福祉法人の監査
○医療法人の監査
○資金決済法に基づく仮想通貨交換業者の監査
○農業協同組合の監査　等

法定監査以外の監査（法令等に基づかない監査）

○法定監査以外の会社等の財務諸表の監査
○特別目的の財務諸表の監査　等

国際的な監査

○海外の取引所等に株式を上場している会社又は上場申請する会社の監査
○海外で資金調達した会社又は調達しようとする会社の監査
○日本企業の海外支店、海外子会社や合弁会社の監査
○海外企業の日本支店、日本子会社の監査　等

2　公認会計士数の推移

公認会計士の人数は年々増加しており、2020年3月末時点で32,040人の公認会計士がいます。

1951年に、初めて女性公認会計士が登録され（2人）、現在では公認会計士の約14%が女性となっています。2019年の公認会計士試験では、合格者の女性割合が23.6%に達する等、近年の公認会計士試験の合格者に係る女性割合が20%前後であることから、女性公認会計士の割合は今後も上昇していくと見込まれます。

なお、当協会では、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、施策を検討しています（25ページ参照）。

公認会計士の男女別推移（各年12月末時点）

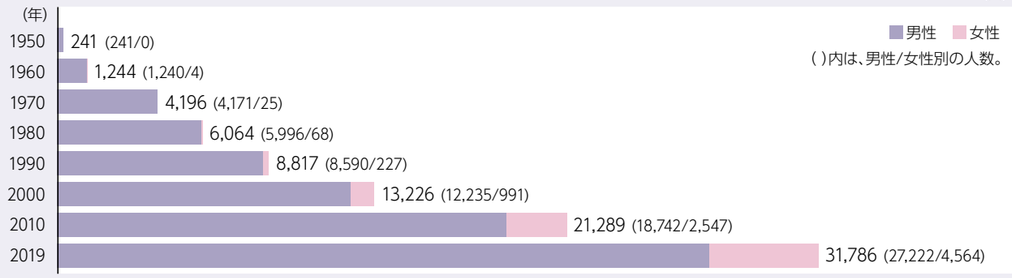

公認会計士になるためには、公認会計士試験（短答式試験、論文式試験）に合格し、2年以上の業務補助等の期間があり、一般社団法人会計教育研修機構が実施する実務補習を受けて当協会による修了考査に合格した後、内閣総理大臣の確認を受け、公認会計士名簿への登録を受けることが必要です。

公認会計士登録までの流れ

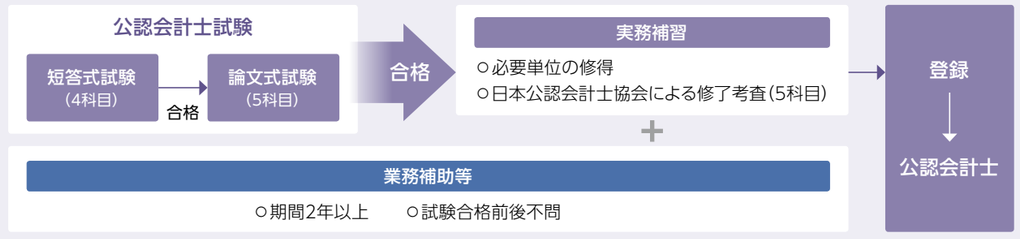

公認会計士試験受験者数・最終合格者数の推移（（注）1989年までの数値は、旧二次試験受験者数・合格者数）

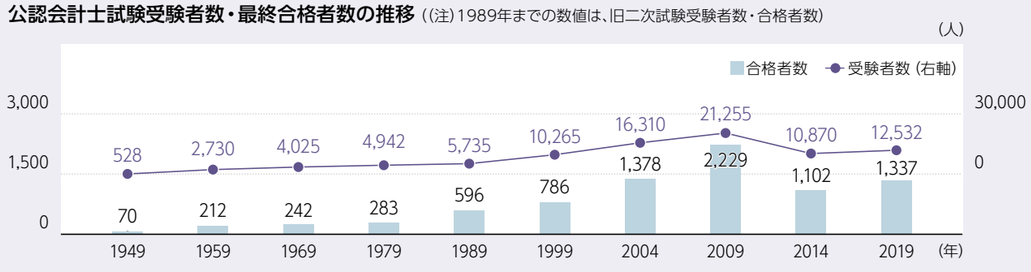

公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、当協会の会員となることが義務付けられています。

また、右の者については、当協会の準会員となることができます（任意入会制度）。

- 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者
- 会計士補
- 会計士補となる資格を有する者
- 公認会計士試験に合格した者
- 監査法人の特定社員

3　公認会計士の活動領域

公認会計士は、監査以外の分野でも、会計の専門家として社会の様々な分野で活躍しています。

1　税務

公認会計士は税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。各種税務申告書の作成や租税相談のほか、幅広い知識を活かして、M&Aに係る税務や国際税務等、特殊な税務に関する相談・助言を行います。

公認会計士に占める税理士登録者数の割合
（2020年3月31日現在）

税理士登録者数
10,149人（32%）

2　コンサルティング

経営戦略の立案、組織再編、財務デュー・デリジェンス等、経営全般にわたる相談・助言を行います。

3　組織内会計士

企業やその他の法人又は行政機関において業務に従事している公認会計士。
近年では、公認会計士事務所や監査法人以外の組織で働く公認会計士も増加しています。

4　社外役員会計士

2015年に我が国の上場企業に導入された「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月改正）において、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき」、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有しているものが1名以上選任されるべき」とされたことから、社外役員に就任する公認会計士も増加しており、上場会社の約56%に当たる2,101社に、延べ1,681人の公認会計士が社外取締役・社外監査役として就任しています（2018年4月～2019年3月決算会社の有価証券報告書を基に内部調べ）。

当協会では、様々な分野で活躍する公認会計士を支援するため、各種協議会を設置しています。協議会やその中に設置される部会等の登録者数は以下のとおりです（2020年3月31日現在）。

名称	対象	会員数
中小監査事務所連絡協議会	上場会社を監査する中小規模の監査事務所等	437法人・事務所
税務業務協議会	税務業務を行う公認会計士	部会員：8,977人 賛助部会員：6,118人
公会計協議会	公的・非営利分野の業務に従事する公認会計士	社会保障部会 部会員：2,610人 監査法人リスト掲載数：88法人 地方公共団体会計・監査専門部会 部会員：967人 賛助部会員：1,970人
組織内会計士協議会	企業等に所属する公認会計士	組織内会計士ネットワーク 正会員：2,038人 賛助会員：463人
社外役員会計士協議会	社外役員に就任している公認会計士	公認会計士社外役員ネットワーク 正会員：929人 賛助会員：813人
女性会計士活躍促進協議会	女性の会員・準会員	6,004人

2019年度（第54事業年度）事業計画及び活動状況

1　基本方針及び重点施策

1　基本方針

日本公認会計士協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、公認会計士の資質の維持・向上、業務に関する自主規制機能の発揮、社会的な制度の在り方に対する提言を通じて、経済社会の発展に寄与していきます。

そのために、当協会は、透明性ある事業運営を進め、その結果を積極的に発信することにより、社会に対して一層説明責任を果たして、その要請に応えられるよう取組を進めます。また、持続可能で国際的かつ多様性のある社会の実現へ向け、職業専門家団体としての社会的責任を果たすための取組を引き続き進めていきます。

第54事業年度においては、自主規制機関としての組織的・財政的基盤の強化を図るとともに、公認会計士がテクノロジーの進化や企業活動の一層のグローバル化等の様々な環境変化に適応し、将来にわたって国内外の舞台で主導的な役割を果たしていくための土台を構築すべく、施策を実施していきます。

2　重点施策

資本市場におけるインフラとしての監査の信頼性向上と開示充実への取組

- ○監査の品質及び透明性向上策の着実な実施
- ○テクノロジーの進化とデジタライゼーションが与える影響を見据えた将来的な監査業務・監査環境の在り方の検討
- ○監査業務に係る自主規制体制の整備・運用の開始
- ○社会のニーズに応じた合理的な企業情報開示の在り方の検討と建設的対話の促進

公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組

- ○社会福祉法人に対する監査の品質の維持・向上及び監査の有効性に対する理解の促進
- ○医療法人・農業協同組合に対する監査の品質の維持・向上
- ○社会のニーズや会員の業務実態に応じた、税務、中小企業支援等に係る会員業務に対する支援の充実
- ○社会の会計リテラシー向上に資する資料や情報提供の機会の充実

会計専門家として幅広く活躍する人材の育成及び活躍の促進と公認会計士の魅力向上

- ○社外役員、組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上及び活動支援
- ○国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出、活躍の場の提供・支援
- ○多様な役割で活躍できる会計人材の確保、女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上

公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

- ○公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信
- ○協会活動の透明性向上に資する情報発信とステークホルダーとの対話の促進
- ○活動領域が拡大する公認会計士を支えるための、協会組織・業務遂行体制の全国的な充実と財政基盤の整備
- ○協会及び会員による、持続可能な社会の実現に向けた課題解決やSDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する取りまとめ

2　事業及び会務の報告

1　資本市場におけるインフラとしての監査の信頼性向上と開示充実への取組

（1）監査の品質及び透明性向上策の着実な実施

公認会計士監査が資本市場におけるインフラとして、直接の受益者である株主・投資家をはじめ、ステークホルダーからの期待に応え、監査の信頼性の維持・向上を図るため、関係省庁・関係団体等とも連携し、様々な取組を実施しています。

監査の信頼性維持・向上のためには、監査人が提供する監査が高品質であることや、その監査がどのように行われ、その結果、どのような判断を行ったのか、説明責任を果たすことが重要であると考えています。

監査人による会計監査に関する情報提供のニーズが高まる中で、特に、無限定適正意見以外の監査意見等（限定付適正意見、意見不表明又は不適正意見）が注目を集めることとなり、金融庁において、通常とは異なる監査意見が出された場合の監査人としての説明責任の在り方を中心に整理するため、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」が設置され、2019年1月22日に「会計監査に関する情報提供の充実について―通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として―」が公表されました。これを受け、当協会では、倫理規則における守秘義務が解除される「正当な理由」についての整理を含め、守秘義務の考え方の論点整理を行いました。今後、本論点整理を基に外部有識者からのヒアリングや、市場関係者を対象としたラウンドテーブル等を行い、関係者の意見を広く聴取しながら検討を進めていきます。

また、上場会社においては2020年3月決算の監査から、監査人が虚偽表示リスク等の監査の過程で着目した事項として監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項」（KAM）が早期適用されることも踏まえ、監査人がKAMの趣旨について十分理解し、能動的に取り組むことを促す目的から2019年7月12日付けで会長声明「『監査上の主要な検討事項』の適用に向けて」を発出したほか、セルフチェック等を行うためのレターを作成しました。

▶会長声明やセルフチェック等を行うためのレター
https://jicpa.or.jp/news/information/2016/20160805ide.html

そのほかにもKAMについて広く一般に理解していただくために、解説動画も作成しています。

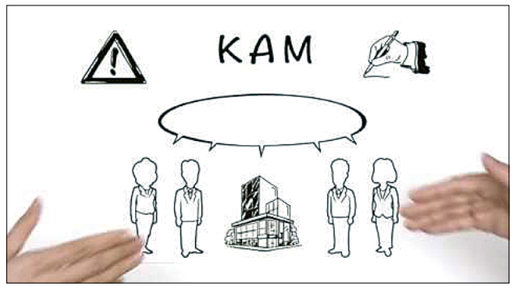

▶解説動画「KAMとは」
https://jicpa.or.jp/news/information/2019/20190509hbz.html

これらに加え、監査実施時に「新たな視点」を確保するという観点から、チームメンバーのローテーション制度を導入し、規定の整備や監査事務所に対する周知等を行ってきました（詳細については、39ページ「2　監査人の独立性強化」参照）。

この他にも、企業と監査事務所との需給のミスマッチ等により、株式新規上場（IPO）を目指す企業が必要な監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されていることを踏まえ、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるための環境を整備するために、金融庁が主催する株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会において、関係者との協議を行ってきました。協議の結果、関係者に求められる取組が報告書として取りまとめられ、当協会ではこの報告書を踏まえた取組としてIPOを目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストの作成・公表等を行うべく、具体的な検討を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当初予定していた監査手続が実施できない状況が生じたこと等を踏まえ、適切な監査を実施し、資本市場の信頼を確保するため、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を発出し、不確実性の高い環境下における監査上の留意事項についてアナウンスしたほか、自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会で議論を行いました（2020年4月以降の対応を含む詳細については、27ページ「新型コロナウイルスへの対応について」参照）。

なお、当協会は、公認会計士の自主規制団体として、健全な資本市場の維持に貢献するため、関係役員等を構成員とした「監査強化対応会議」を2016年1月に設置し、監査品質の向上に向けた活動を行ってきました。監査強化の取組は、引き続き実施すべきものではあるものの、関根愛子を会長とする執行部の任期を一区切りとして、当該執行部の任期までに実施した監査強化の施策を総括し、今後の展望について整理を行い公表しました。

▶監査強化対応会議報告書「日本公認会計士協会の監査強化の取組について」
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190722bfj.html

（2）テクノロジーの進化とデジタライゼーションが与える影響を見据えた将来的な監査業務・監査環境の在り方の検討

近年の企業活動の複雑化・大規模化・国際化やIT技術の革命的な進歩を背景に、先進的なIT技術及びAIを用いた高度なデータ分析技術を活用した効率的かつ効果的な監査、それに適応できる人材の確保が必要となっています。

当協会では、株式会社日本経済新聞社主催「グローバル会計・監査フォーラム『AIを活用したビジネス・監査の展望と課題』」に協賛し、企業と監査法人それぞれの観点から、ビジネス・監査におけるAI活用に係る課題や将来的に求められるスキル等についてパネルディスカッション形式で幅広く議論しました。

Column

グローバル会計・監査フォーラム
「AIを活用したビジネス・監査の展望と課題」

○開催日：2019年6月17日（月）
○場所：六本木アカデミーヒルズタワーホール
○主催：株式会社 日本経済新聞社
○協賛：日本公認会計士協会
○内容：「企業ビジネスにおけるAIの活用状況と今後の展望」、「監査法人におけるAIを活用した取組」、「AIを活用したビジネス・監査に関する課題と将来的に求められるスキル」をテーマにパネルディスカッション形式で議論しました。

パネルディスカッションの様子

2019年度（第54事業年度）事業計画及び活動状況

（3）監査業務に係る自主規制体制の整備・運用の開始

当協会は、自主規制団体として、公認会計士監査に対する社会の期待や要請に応えるため、自主規制による会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていくことを重要な課題と位置付けています。

2019年7月の定期総会において会則・規則を変更して、協会全体の自主規制制度の運営状況を外部の目で評価し、大局的な視点から助言等を行う機関として、有識者で構成する自主規制モニター会議を設置しました。

また、個別事案審査の迅速化及び効率化を図るため、監査業務審査会及び規律調査会の調査機能を一元化し、新たに監査・規律審査会を設置して2019年10月から運用を開始しています（詳細については、28ページ「自主規制の取組」参照）。

その他、品質管理レビューにおける通常レビューの頻度の柔軟化や特別レビューの実行化のための要件緩和等を含む品質管理レビュー制度の実効性向上を図るための変更等を行いました。

（4）社会のニーズに応じた合理的な企業情報開示の在り方の検討と建設的対話の促進

会計監査人の異動理由は、金融商品取引法に基づく臨時報告書や証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示により開示されていますが、その内容が株主等への十分な情報提供になっていないとの意見があること等を受け、当協会では、当該理由の開示充実に向けて、上場会社監査事務所部会において具体的な異動理由の適時把握を行っており、それらを集計したものを品質管理委員会年次報告書において公表しています。

また、近年、ESG投資が拡大する等企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示にとどまらず、非財務情報を含めた包括的なものとなってきており、企業の持続的成長や企業価値の向上に資するガバナンスの構築、投資家のスチュワードシップの発揮、企業・投資家間のエンゲージメントの充実に向けた議論が政府や市場関係者を中心に活発に行われており、それらに資するものとして企業報告や開示充実に向けた議論や取組が進められています。

こうした環境変化を踏まえ、当協会では財務情報と非財務情報を一体的に検討していくため、会員外の有識者を含めた特別委員会を立ち上げ、「高品質かつ信頼ある企業情報開示」の実現に向けた検討を行っています（詳細については、36ページ「1 高品質かつ信頼ある企業情報開示」参照）。

2　公認会計士の業務を通じた地域の経済・コミュニティへの貢献、その他会計職業専門家団体としての社会的な課題解決に向けた取組

（1）社会福祉法人に対する監査の品質の維持・向上及び監査の有効性に対する理解促進／医療法人・農業協同組合に対する監査の品質の維持・向上

一定規模以上の社会福祉法人には2017年4月1日に開始する事業年度から、また、一定規模以上の医療法人には2017年4月2日以降に開始する事業年度から、それぞれ公認会計士監査が導入されました。また、2019年10月からは一定規模以上の農業協同組合に公認会計士監査が導入されています。

当協会では、その定着に向けて、関係省庁等と協議を重ねるとともに、実務指針や研究報告等の整備、研修等を実施しており、地域会（56ページ「2 地域会」参照）等とも連携しながら継続的に会員支援を進めています。

（2）社会のニーズや会員の業務実態に応じた、税務、中小企業支援等に係る会員業務に対する支援の充実

社会のニーズに応えられる税務の専門家を養成していくため、会員の税務の資質向上等を目的とした研修の実施や租税相談室における相談サービスの充実を図りました。また、今後公認会計士が税務の分野で社会に貢献していくために必要な協会としての施策の現状と課題について取りまとめました。

（3）社会の会計リテラシー向上に資する資料や情報提供の機会の充実

当協会では、会計職業専門家団体として、社会のインフラである会計の普及に貢献していく必要があるとの認識の下、会計基礎教育推進会議を設置して会計基礎教育推進に向けた取組を実施しています。

中学校・高等学校の新たな学習指導要領に基づく教育課程において「会計情報の活用」が取り上げられることとなり、教員への周知・理解促進のための教材の作成が求められていること等から、会計基礎教育推進会議に「会計リテラシー・マップ・教材研究会」を設置し、会計学や教育関係の有識者も交えながら検討を行っています（詳細については、50ページ「2 会計基礎教育」参照）。

3　会計専門家として幅広く活躍する人材の育成及び活躍の促進と公認会計士の魅力向上

（1）社外役員、組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上及び活動支援

経済活動の高度化、複雑化、国際化が進むに従い、企業等で活躍する公認会計士社外役員や組織内会計士は年々増加しています。当協会においては、活動領域の拡充及び人材の流動化の促進を目的として、それぞれネットワークを設け、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、ネットワークの登録者を対象とした研修会等を行っています。

また、倫理規則において公認会計士社外役員や組織内会計士に対する職業倫理の規定を整備しており、2019年7月の定期総会において倫理規則を変更し、公認会計士社外役員や組織内会計士が所属する企業内等で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応を新たに設けるとともに、会長声明を発出して、その遵守徹底を図りました（詳細については、41ページ「3 公認会計士社外役員や組織内会計士への倫理規則の遵守徹底」参照）。

（2）国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出、活躍の場の提供・支援

当協会では、会計・監査等を中心に、様々な国際機関で行われる議論に対して意見発信を行っています。例えば、国際会計士連盟（IFAC）では、監査・保証、倫理、公会計、教育の4つの分野について、それぞれ独立した基準設定審議会を設けており、会計職業専門家に関わる国際基準の設定、会計職業専門家の資格や業務の品質の維持向上を図るための各種提言等の発信を通じて会計職業専門家の声をグローバルに代弁する活動等を行っており、日本からもメンバーが参加しています。

2019年度（第54事業年度）事業計画及び活動状況

主な国際機関における日本人の就任状況（2020年3月31日現在）

組織名等	肩書	名前
〈IFAC理事会及び審議会〉		
指名委員会 (Nominating Committee)	メンバー	関根　愛子
理事会(Board)	メンバー	染葉　真史
	テクニカルアドバイザー	海野　正
国際監査・保証基準審議会 (IAASB)	メンバー	甲斐　幸子
	テクニカルアドバイザー	吉村　航平
国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)	メンバー	福川　裕徳
	テクニカルアドバイザー	山田　雅弘
国際公会計基準審議会(IPSASB)	テクニカルアドバイザー	蕗谷　竹生
国際会計教育パネル(IPAE)	メンバー	川村　義則
	テクニカルアドバイザー	髙田　慎司
中小事務所委員会(SMPC)	メンバー	樋口　尚文
	テクニカルアドバイザー	岡田　博憲
企業内職業会計士委員会(PAIBC)	メンバー	脇　一郎
〈国際統合報告評議会(IIRC)〉		
カウンシル会議	メンバー	手塚　正彦
フレームワーク・パネル	メンバー	森　洋一

組織名等	肩書	名前
〈アジア・太平洋会計士連盟(CAPA)〉		
理事会(Board)	メンバー	宮原 さつき
	テクニカルアドバイザー	本多　守
加盟団体発展委員会(MDC)	メンバー	本多　守
〈ASEAN会計士連盟(AFA)〉		
	アソシエイトメンバー(代表)	手塚　正彦
	アソシエイトメンバー	新井　達哉
〈グローバル・アカウンティング・アライアンス(GAA)〉		
理事会(Board)	メンバー	海野　正
	テクニカルアドバイザー	染葉　真史
エデュケーション・ディレクターズ・グループ		髙田　慎司
タックス・ディレクターズ・グループ		赤塚　孝江
オーディット・ワーキング・グループ		志村 さやか
テクニカル・アドバイザリー・パネル		染葉　真史
〈持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)〉		
保証ワーキンググループ (Assurance Working Group)	メンバー	新名谷 寛昌

赤字は女性

このような国際組織において、将来日本の代表として活躍できるような国際的な知見と経験を備えた人材の育成に取り組んでおり、その活動の一環として、基金を設立し、会員の留学支援等を行っています。今年度においては、選考によって選ばれた計12人の留学支援・海外派遣支援を行いました。

また、グローバル人材の裾野を広げるため、ウェブサイト(Vision for the future)のリニューアルやセミナー開催等を通じて、グローバルに活躍することの魅力等を継続的に発信しています。

(3)多様な役割で活躍できる会計人材の確保、女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上

公認会計士制度や業務内容について、一人でも多くの学生に興味や関心を持ってもらうとともに、将来公認会計士を目指そうとする人に、より一層の知識と理解を深めてもらうことを目的として、高校生・大学生を対象とした公認会計士制度説明会を高等学校・大学・受験予備校で実施しています。この他にも公認会計士という資格・職業に興味・関心を持っていただけるよう、公認会計士職業紹介アニメを作成しました。

公認会計士試験受験者募集ポスター

<2019年度活動実績>

高校生対象　29回実施　延べ　1,854人参加
大学生対象　77回実施　延べ10,855人参加

▶「公認会計士職業紹介アニメ」
https://jicpa.or.jp/sitemap/prmovie.html

また、多様性を持った社会をつくることは公認会計士業界においても目指すべき方向性であり、当協会では公認会計士一人ひとりが幅広い分野で等しく活躍している社会の実現を目指すに当たり、女性会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、目標達成のための施策を検討しています。

GOAL	多様性を持った公認会計士一人ひとりが幅広い分野で等しく活躍する社会		
KPI	①2048年度までに会員・準会員の女性比率30%　②2030年度までに公認会計士試験合格者数の女性比率30%		
モニタリング指標	中学生、高校生、大学生向け制度説明会及び女子学生向けイベントの合計実施回数(協議会が設定、モニタリング)	女性会計士向け研修及びネットワーキングイベントの合計実施回数(協議会が設定、モニタリング)	それぞれの実情に応じた、本会・地域会の役員立候補者の女性比率の設定(本会・地域会が設定、協議会がモニタリング)
ACTION	若年層の女性に公認会計士を目指してもらうための施策	現在登録している女性会計士の登録抹消を防ぐための施策	現在登録している女性会計士がより一層活躍できるようにするための施策

会員・準会員の女性比率の推移

	女性比率
2018年12月現在	14.9%
2019年12月現在	15.1%

公認会計士試験合格者の女性比率の推移

	女性比率
2018年公認会計士試験	20.4%
2019年公認会計士試験	23.6%

これに関連して、公認会計士の魅力向上に関する施策として、女子学生向けイベントを開催しています。

Column

女子大学生向けイベント「10 colors of CPA 2019」

○開催日：2019年12月4日(水)
○場所：HELLO, VISITS東京大学
○内容：「ビリギャル」のモデルとなった小林さやかさんから「ビリギャルが伝えたいメッセージ ～誰だって原石～」をテーマにお話をいただいたほか、独立開業して活躍している藤本冬海会員、キャビンアテンダントから公認会計士資格を取得した寺井久美子会員に登壇いただき、「十人十色の働き方がある！～公認会計士という選択肢～」をテーマにパネルセッションを実施しました。また、交流会を開催し、活発な意見交換が行われました。

パネルセッションの様子

2019年度（第54事業年度）事業計画及び活動状況

4　公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信と協会活動の組織的・財政的基盤の強化

（1）公共の利益に貢献する公認会計士への理解促進のための情報発信

記者会見や記者レクチャーを定期的に開催したほか、新聞広告や東京メトロ車内ディスプレイでのKAM周知に関するCM放映等、メディアを活用した広報を展開するとともに、当協会の情報発信に努めています。

記者会見の実施状況

今年度においては、6回（2019年4月17日（水）／6月27日（木）／7月22日（月）／9月18日（水）／11月19日（火）／2020年3月4日（水））の記者会見を実施しました。

当協会が実施した記者会見の要旨については、当協会ウェブサイト「記者会見の概要」に掲載しています。

記者会見の様子

（2）協会活動の透明性向上に資する情報発信とステークホルダーとの対話の促進

協会活動に関する社会に向けた透明性向上及び情報発信のため、当協会ではアニュアルレポートを作成し、公表しています。

そのほかにも、自主規制に係る取組を中心に、有識者をメンバーとして構成する自主規制モニター会議の議事概要をはじめ、品質管理委員会年次報告書、品質管理レビュー事例解説集、個別事案審査制度の活動概要等を作成し、公表しています（詳細については、28ページ「自主規制の取組」参照）。

（3）活動領域が拡大する公認会計士を支えるための、協会組織・業務遂行体制の全国的な充実と財政基盤の整備

公認会計士に対する社会からの期待・要請を踏まえると、会員の業務を支援する体制の強化は今後も継続する必要があり、これを維持するための財政基盤を確保することが重要な課題となっています。そこで、中長期にわたる協会財政を見通した上で、持続可能な協会財政を構築するため、会費額の増額を含む財政構造の見直しを行いました。

（4）協会及び会員による、持続可能な社会の実現に向けた課題解決やSDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する取りまとめ

当協会では、持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤となることを念頭に、国内における社会的課題やSDGsに掲げられた目標・ターゲットを踏まえて、協会及び公認会計士と社会との関わり方や社会的課題の解決に貢献するための協会の課題・取組の方向性を検討するため、特別委員会を設置して検討を行っています。

今年度においては、特別委員会が考える未来の社会の在るべき姿と、協会及び公認会計士が目指すべき姿・取組の方向性を取りまとめた中間報告を公表し、シンポジウムを開催して専門家が果たすべき役割について有識者と意見交換を行う等の取組を行いました（具体的な取組内容については、48ページ「1 持続可能な社会構築に向けた取組」参照）。

新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安定な資本市場による企業決算に対する投資家の不安や政府の緊急事態宣言の発令等を受け、国民の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、対応に努めました。

具体的には、市場関係者をメンバー・オブザーバーとして金融庁に設置された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」に参加し、新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業及び監査等について、関係者間で現状の認識や対応の在り方を共有・議論したほか、当該協議会から発出された声明や政府の緊急事態宣言等を受け、会長声明を発出しました。

また、自由民主党公認会計士制度振興国会議員連盟役員会において、政府の緊急事態宣言下における監査・決算の在り方について議論しました。

この他にも、当初予定していた監査手続が実施できない状況が生じていること等を踏まえ、不確実性の高い環境下における監査上の留意事項について注意喚起するほか、新型コロナウイルスへの対応に関する専用ページを設け、必要な情報を適時に提供しました。

▶**当協会の新型コロナウイルスへの対応に関する専用ページ**
「新型コロナウイルスへの対応について」
https://jicpa.or.jp/news/information/announcement_kansensho.html

自主規制の取組

1　自主規制の全体像

自主規制の役割及び機能

当協会は、公認会計士の資質を常に高く保つ自主規制団体として、指導・連絡・監督に係る活動を行っており、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するための取組を行っています。

自主規制の中核を成す機能としては、個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う個別事案審査と、監査事務所の品質管理体制について指導及び監督を行う品質管理レビューの2つがあります。

自主規制体制の整備

当協会は、自主規制の透明性の向上、社会に対する適時・迅速な情報提供、審査プロセスに関する明瞭かつ説得性を持った説明の実施を重要な課題と位置付け、自主規制体制の整備に取り組み、2019年7月の会則変更を経て、2019年10月から以下の機関設計で運用を行っています。

従来の体制（2019年9月まで）

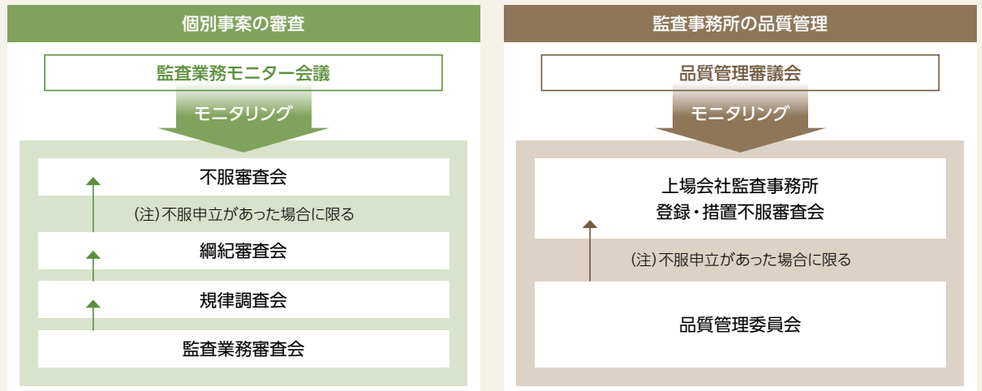

新体制（2019年10月以降）

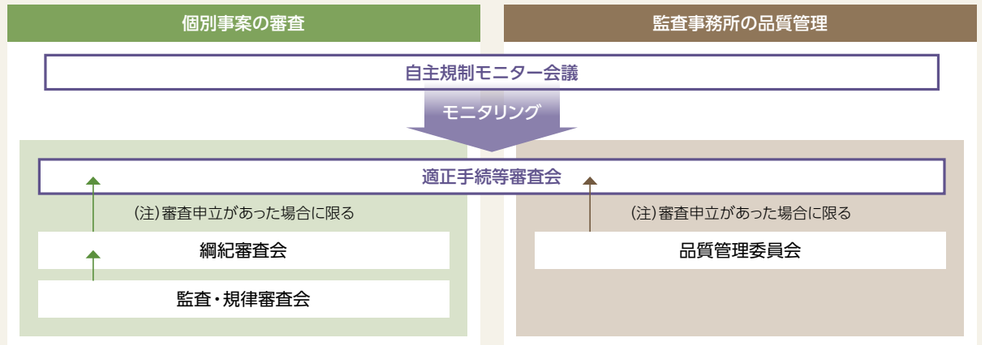

自主規制モニター会議

当協会が実施する自主規制制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるよう、自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、助言を行うことを目的とし、従来の個別事案審査制度及び監査事務所の品質管理制度それぞれに設置していたモニタリング機関（監査業務モニター会議及び品質管理審議会）に代えて設置しました。

自主規制モニター会議は委員8人で構成されており、独立性及び透明性の確保の重要性に鑑みて、委員のうち7人は会員外の有識者（うち1人は協会の外部理事）となります。

自主規制モニター会議委員（2020年3月31日現在）

山浦 久司※（協会外部理事・明治大学名誉教授・元会計検査院長）
三宅 弘※（弁護士）
後藤 敏文※（日本監査役協会会長）
小林 麻理※（早稲田大学教授）
鈴木 康史※（日本取引所自主規制法人常務理事）
園 マリ（元証券取引等監視委員会委員）
髙橋 則広※（年金積立金管理運用独立行政法人理事長）
森本 学※（日本証券業協会副会長）

※は会員外の有識者　赤字は女性

なお、自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料は、協会ウェブサイトに公表しています。

▶「自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料」
https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html

適正手続等審査会

不服審査会と上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の両機関については、各制度に係る会員からの不服申立を審査する機関であり、それぞれの設置趣旨、審査対象、審査員等に共通性が認められることから、専門性の向上及び統一的・衡平的な判断を目的として1つの機関に統合することとしました。

適正手続等審査会は委員5人で構成されており、委員のうち3人は会員外の有識者となります。

監査・規律審査会

個別の監査業務事案及び規律事案について、事案調査の重複部分を排除し、調査の一元化による事案処理の迅速化・効率化を図るとともに、論点や争点を確実化・正確化し、1つの機関で深度ある調査を行うことにより、資本市場からの期待に応えるという観点から、監査業務審査会と規律調査会を統合することとしました（役割については次頁「2　個別事案審査」参照）。

2　個別事案審査

監査・規律審査会

会社の適時開示情報、新聞等で報道された記事、監査ホットラインへの情報提供等に係る個別の監査事案について、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査及び審査を行い、必要と認めたときは、協会会長が勧告又は指示を行います。

また、会員及び準会員の倫理に関わる事案及び当協会の会則により付託される事案についても、調査及び審査を行い、必要と認めたときは、当該会員又は準会員に対して、協会会長が勧告又は指示を行います。

さらに、会員及び準会員に法令、会則及び規則の違反事実(以下「法令等違反事実」という。)があるという懸念がある場合には、調査及び審査を行い、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、協会会長が綱紀審査会に対する審査要請を行います。

監査・規律審査会は委員17人以内で構成されており、委員のうち2人は会員外の有識者となります。

また、公認会計士の監査業務遂行に際し、参考となるよう、調査事案を踏まえた提言を取りまとめた「監査提言集」を会員向けに公表しています。

綱紀審査会

監査・規律審査会の処分提案に基づいて協会会長から審査要請を受けた事案について、正確かつ衡平な審査を行い、その処分内容等を決定し、申し渡します。

綱紀審査会は委員7人で構成されており、委員のうち2人は会員外の有識者となります。

また、監査業務の適切な実施や、会員の職業倫理の保持昂揚に資するよう、懲戒処分が確定した事案をまとめた「綱紀関係事例集」を会員向けに公表しています。

なお、綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反や重大な事実誤認等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立をすることができます。

適正手続等審査会は、当該申立について審査を行い、綱紀審査会への事案の差戻し又は審査申立を棄却します。

懲戒処分の種類

当協会が実施する懲戒処分には以下の5種類があります。

❶戒告
❷会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
❸除名(準会員のみ)
❹当協会からの退会の勧告
❺金融庁の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求
(①～④の処分に付加することができる)

なお、調査の結果、懲戒処分が必要とまでは認められなかったものの、改善すべき事項があると認められた場合には、必要な勧告又は指示を行うことができます。

懲戒処分の公示・公表

当協会が実施した懲戒処分は、会則に従い、当協会ウェブサイト(会員及び準会員のみが閲覧できるページ)・会報・当協会事務所内に公示を行います。

ただし、懲戒処分の量定が一定以上の場合や、社会の関心が特に強く、社会的影響が大きい審査事案であり、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために会長が必要と認めた場合については、公表をすることができます。

また、調査中の事案であっても、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために会長が必要と認めた場合については、事案の概要を公表をすることができる会則変更を2019年7月の定期総会において実施しました。

DATA

2019年度の各機関での審査実施状況は以下のとおりです。なお、個別事案審査制度の活動概要を別途公表しています。

従来の体制での審査実施状況 (2019年4月から9月まで)

監査業務審査会			
前年度からの繰越案件	34	終了案件	18
		うち 規律調査会への回付案件	6
新規案件	11	監査・規律審査会への繰越案件	27

規律調査会			
前年度からの繰越案件	14	終了案件	10
		うち 綱紀審査会への審査要請案件	7
新規案件	14	監査・規律審査会への繰越案件	18

綱紀審査会			
前年度からの繰越案件	0	終了案件	5
		うち 不服審査会への申立案件	0
新規案件	7	繰越案件	2

不服審査会			
前年度からの繰越案件	1	終了案件	1
新規案件	0	適正手続等審査会への繰越案件	0

終了案件の内訳(結論の内容)	
懲戒処分	5
勧告	0

新体制での審査実施状況 (2019年10月から2020年3月まで)

監査・規律審査会			
繰越案件		終了案件	16
監査業務審査会から 規律調査会から	27 18	うち 綱紀審査会への審査要請案件	5
新規案件	15	次年度への繰越案件	44

綱紀審査会			
繰越案件	2	終了案件	6
		うち 適正手続等審査会への申立案件	0
新規案件	5	次年度への繰越案件	1

適正手続等審査会			
繰越案件		終了案件	0
不服審査会から 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会から	0 1		
新規案件	0	次年度への繰越案件	1

終了案件の内訳(結論の内容)※	
懲戒処分	6
勧告	1

※ 1つの案件に懲戒処分と勧告の両方の結論が生じた事案があったため、終了案件数と差異が生じています。

(注) 詳細については、個別事案審査制度の活動概要を参照してください。
https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/inspection/

2019年度 懲戒処分の実施状況(個人・法人別) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	処分内容	実施件数※1
個人	戒告	0
	会員権停止	33
	退会勧告	0
	行政処分請求	0
	除名	37※2
監査法人	戒告	1
	会員権停止	0
	退会勧告	0
	行政処分請求	0

※1 算定方法　個人:人数ベース　監査法人:法人数ベース

※2 綱紀審査会の議に基づいて実施した除名は0件。
1年以上普通会費又は地域会会費(58ページ「1 収益構造」参照)を滞納し、納付の指示を受けてなお滞納している準会員に対しては、理事会の議を経て懲戒処分を行うこととされており、これに基づき実施した除名の件数となります。

自主規制の取組

3　監査事務所の品質管理

1　品質管理レビュー

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査事務所（監査法人又は公認会計士）に対する品質管理レビュー制度を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、品質管理委員会が監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものであり、摘発・懲戒、監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

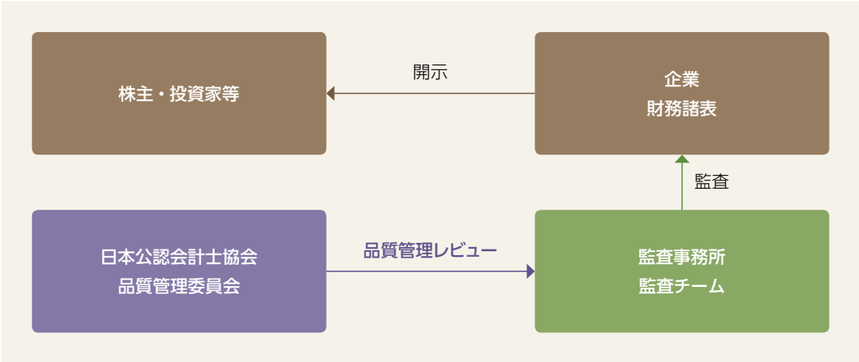

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として実施する通常レビューと、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として臨時的に実施する特別レビューがあります。

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において第三者に開示することができます。

また、少なくとも公認会計士法上の大会社等、会計監査人設置会社又は信用金庫等の監査の場合、監査人は、品質管理レビューの結果に関し、監査役等に伝達することが求められています。

なお、品質管理レビューの実施結果をとりまとめた、品質管理委員会年次報告書等を別途公表しています。

DATA

通常レビューを実施した監査事務所数の推移及び2019年度の通常レビューの結果は以下のとおりです。

通常レビュー対象監査事務所数の推移

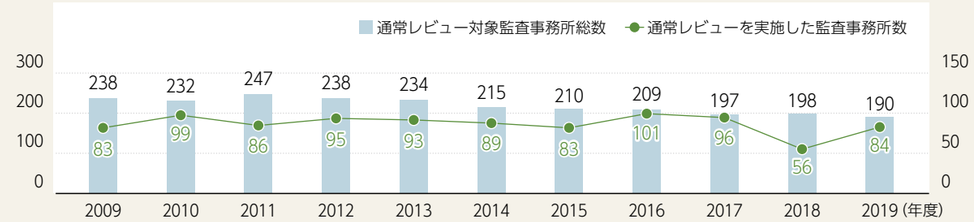

2019年度　通常レビュー結果

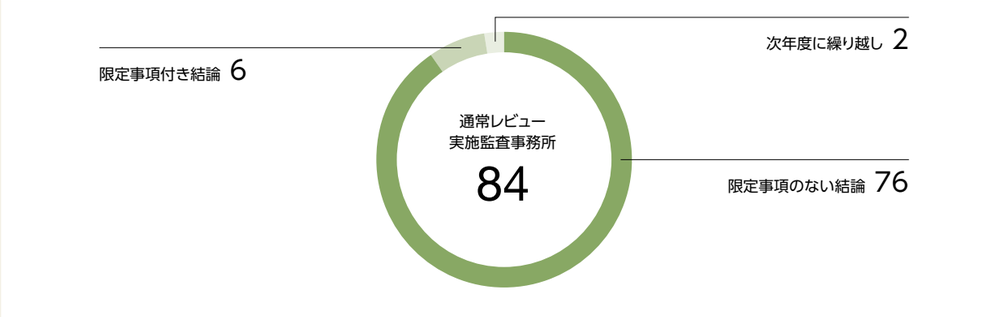

（注）上記のほか、2018年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2019年度に繰り越された監査事務所が2事務所（「限定事項のない結論」1事務所、「限定事項付き結論」1事務所）あります。そのため、2019年度中に品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所数は「限定事項のない結論」が77事務所で、「限定事項付き結論」が7事務所となります。

通常レビューの結論の種類	内容
限定事項のない結論	通常レビューを実施した結果、以下の①と②の両方が認められた場合に表明されます。 ①監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項は見受けられない。 ②レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項は見受けられない。
限定事項付き結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明されます。
否定的結論	通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している重大な懸念があり、かつ、通常レビューを実施した個別業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明されます。

（注）2020年7月1日以後手続を開始する品質管理レビューから通常レビューの結論の種類が変わります。

自主規制の取組

品質管理レビューの結果に基づく措置

品質管理レビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定されます。措置の種類には、「注意」、「厳重注意」、「監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告」があります。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所（次頁参照）である場合には、措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、以下のいずれかが決定されます。

❶品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示

❷上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し

公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係

公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する審査及び検査、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査及び審議です。

当協会は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会に対して品質管理レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

2　上場会社監査事務所登録制度

当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所※名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

なお、名簿登録を認めない決定や、名簿の登録の取消しの決定等がなされた監査事務所は、品質管理委員会の審査結果に影響を及ぼす手続違反や重大な事実誤認等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立をすることができます。

適正手続等審査会は、当該申立について審査を行い、品質管理委員会への事案の差戻し又は審査申立を棄却します。

なお、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿は、当協会のウェブサイトで公開しており、各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。

▶「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿」
http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/

※上場会社との監査契約を予定している監査事務所又は上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている監査事務所

上場会社監査事務所名簿登録事務所の内訳（2020年3月31日現在）

	2019年3月末	2020年3月末
上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所	118	118
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所	13	18
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	131	136

公認会計士に対する信頼の確立

1　高品質かつ信頼ある企業情報開示

〈担当役員インタビュー〉

近年、企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示にとどまらず、非財務情報を含めた包括的なものとなってきており、これを背景とした企業と投資家との対話が重視される等、企業情報開示は大きく変わりつつあります。

当協会では、このような情勢を踏まえ、制度開示書類・自主開示書類、また、財務情報・非財務情報を問わず、開示全体としてその質及び信頼性を高めることが、資本市場に関わる公認会計士の使命であり、貢献できる分野であると考え、一貫して企業情報開示を検討できるよう体制を整備し、2019年9月に会員外の有識者を含めた特別委員会を立ち上げ、「高品質かつ信頼ある企業情報開示」に向けた検討を行っています。今回、企業情報開示を取り巻く変化、その中での公認会計士の果たすべき役割、当協会の取組について、担当である藤本貴子常務理事（企業会計・企業情報開示担当）に話を聞きました。

日本公認会計士協会
常務理事
藤本 貴子
Takako Fujimoto

Q1　近年の企業情報開示を取り巻く大きな環境変化について、どのように捉えていますか。

ルールとしての開示からコミュニケーションとしての開示へ

ここ数年のコーポレートガバナンス改革を背景として、特に欧州の投資家を中心に、企業に対して情報開示を求める姿勢が顕著になってきたという印象があります。また、日本でも、欧米型のガバナンスの在り方を参考にして、国際的にも遜色のない体制を目指す流れが醸成され、企業のガバナンスや開示に対する意識や姿勢も変わってきていると感じています。企業情報開示は、従来、コンプライアンスの一貫としてルールに従うことが重視されていたように思いますが、最近は、コミュニケーションのツールとして「伝える」ということに重きが置かれるようになってきたのではないでしょうか。

また、企業経営においてサステナビリティやESGの視点が重視されるようになってきたことも企業情報開示の変化に大きく影響していると思います。従来は社会貢献として自主的に取り組んでいたことを開示するという流れでしたが、むしろ企業のアカウンタビリティとして、経営者がしっかりとコミットする形で、経営戦略の中に取り込むようになってきました。また、投資家もこれを後押しするように、企業との対話や投資にESGの要素を取り入れる動きが加速しています。

このような変化に伴い、従来は自主開示である統合報告書やサステナビリティ報告書に含まれていた内容が、制度開示の中で記載することが求められるようになってきています。また、企業情報開示における非財務情報（記述情報）の重要性も従前に比べて非常に高まってきています。現状の制度開示と自主開示が分断されている状況で、様々な主体が、そのような状況を打開し企業と投資家との対話に資する開示の在り方を模索しています。各主体だけでできることには限りがあると思いますので、関係者が揃って議論していくことが重要だと思っています。

Q2　企業情報開示を取り巻く環境が大きく変化する中で、公認会計士はどのような役割を果たすべきと思いますか。

監査を自ら説明していくマインドチェンジ

公認会計士が企業情報開示に対して果たす役割は大きいと考えています。公認会計士は財務諸表監査を実施する前提として企業のことを十分に理解していますので、その理解をもとに財務諸表利用者の判断に資する適切な企業情報開示を促していくという役割が、公認会計士には期待されているものと考えています。

数年ほど前から、企業の事業活動の複雑化・高度化、海外展開の拡大等を背景として、より深度ある監査を実施する上で、監査対象である財務諸表に、よりフォーカスした監査手続が行われるようになってきたように思います。

一方で、財務情報以外の非財務情報も含め企業情報開示全体を通して、中長期的な視点で対話や投資を行う投資家が増えてきており、企業情報開示に対する監査へのニーズは変わりつつあります。改めて、その意義を考える節目にきているのかもしれません。

2021年3月期から、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）が導入されますが（2020年3月期から早期適用可）、これにより、どこに重点を置いて監査を行ったのか監査人として自ら説明することになります。つまり、監査をしっかりやるという意識から、財務諸表利用者に対して自ら説明ができる監査をしなければならないという意識へのマインドチェンジが監査人には求められています。

経営に関する知識、企業との対話が更に重要に

KAMを財務諸表利用者の誰もが理解できるように文書化するということは、今まで以上に多くの関係者との対話、相互理解が必要であり、実際には大きな変化を伴うものと考えます。今までの監査においても企業の属する業界の知識や事業活動等の理解、企業との信頼性の構築は重視されてきましたが、改めてその重要性を感じています。

企業の属する業界や事業活動等の理解を更に深めるという観点では、例えば、近年増加している社外取締役との対話や、決算説明会、IRコミュニケーションの際に経営者がどのように説明をしているのか、投資家とどのようなやり取りをしているのかを知ることも意義があると考えます。こうした取組を通じて企業が置かれている状況に関する気付きを得

ることも増え、監査の実効性を高めることにつながるという面もあるのではないでしょうか。

また、企業との信頼性を構築するという観点では、経営者との対話、特に、経営者目線での発想を理解することが重要だと考えます。そのためには単に学問としての経営の知識ではなく、より実践的、かつ幅広い経営の知識が監査人にも求められてきているのではないかと思います。

Q3　日本公認会計士協会として企業情報開示に関してどのような取組を進めていますか。

企業情報開示の質の向上に向けた論点整理

現在、当協会では、特別委員会を立ち上げ、企業情報開示の質の向上に向けた論点について議論を行っております。議論の結果を論点整理として公表することを予定しており、それが契機となり、企業情報開示の質の向上に少しでも貢献できればという思いがあります。

公認会計士は、財務諸表監査に携わるのみならず、組織内会計士や社外役員会計士として、資本市場の信頼性を確保するために、その専門性を発揮することが求められているものと考えます。企業情報開示は、資本市場における価値創造サイクルを支えるインフラであり、公認会計士として企業の内外からその実効性を高め、企業情報開示を通じたガバナンスの向上に資することが、資本市場の信頼性を確保することにつながると考えています。その役割を果たす上で、公認会計士の基本となる資質や能力は共通するものであり、当協会として、それを支える研修体系や教育プログラムの提供ということも取組の1つとして進めていくことが必要だと思っています。

2　監査人の独立性強化

2016年3月、不正会計事案を契機として改めて会計監査の信頼性が問われる中、金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた提言が取りまとめられました。

金融庁は、この提言を受け、2017年7月に、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」を公表しました。第一次報告ではパートナーローテーション※1について、過去の不正会計事案において、結果として、制度導入時に期待された効果を十分に発揮していなかったと考えられる、との指摘がなされました。

その後、第一次報告後の状況変化等も踏まえ、2019年10月に金融庁から「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」が公表されました。第二次報告では、パートナーローテーション等の運用実態や監査法人交代の実態調査を踏まえて、パートナーローテーションを遵守しているが、「新たな視点での会計監査」という観点から適切でない事例も一部に見られたことから、制度導入時に期待された効果を必ずしも十分に発揮できない可能性があり、制度趣旨を踏まえた適切な運用が行われることが重要と考えられる、との指摘がなされました。

※1　監査人の被監査企業からの独立性を確保するため、監査法人の業務執行社員（パートナー）が継続的に同一の被監査会社の監査に従事できる期間（継続監査期間）に上限を設け、当該期間経過後の交代を義務付ける制度。当該業務執行社員が再び同一の被監査会社の監査に従事するには、一定のインターバルを置くことが必要とされています。

当協会では、金融庁の第二次報告の公表を受けて、2019年10月25日に、会長声明「監査人の独立性強化に向けて～『監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）』の公表を受けて～」※2を公表しました。

この会長声明においては、2020年4月1日以後開始する事業年度から適用される「独立性に関する指針」の改正について、会員に遵守を促すとともに、業務執行社員だけではなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行うチームメンバーのローテーションの概念を打ち出しています。

会長声明の公表（2019年10月25日）

監査人の独立性強化に向けたメッセージ

- ▶業務執行社員だけではなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う「チームメンバーのローテーション」を2020年4月1日以後開始事業年度から適用
- ▶本規定の適切な運用により、「新たな視点（フレッシュアイ）」と「独立性」を確保しつつ、「十分な知識・経験」を活かした高品質な監査が可能となり、公益に資する

チームメンバーのローテーション（全ての監査業務対象）

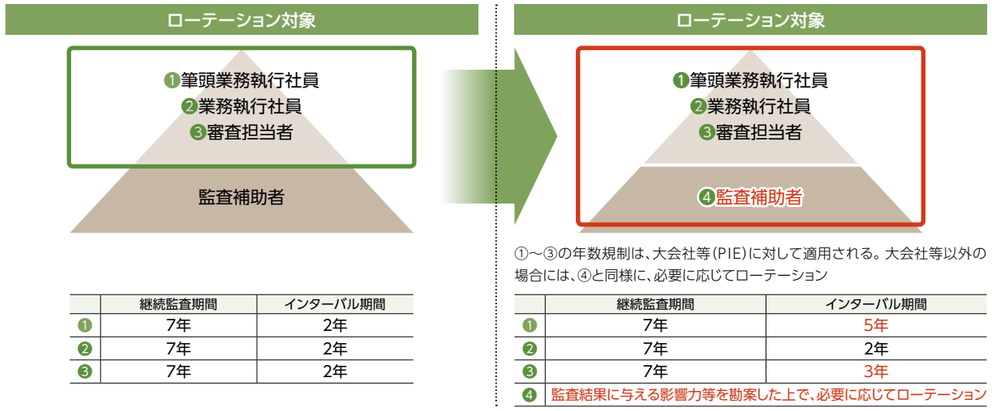

	継続監査期間	インターバル期間
❶	7年	2年
❷	7年	2年
❸	7年	2年

①～③の年数規制は、大会社等（PIE）に対して適用される。大会社等以外の場合には、④と同様に、必要に応じてローテーション

	継続監査期間	インターバル期間
❶	7年	5年
❷	7年	2年
❸	7年	3年
❹	監査結果に与える影響力等を勘案した上で、必要に応じてローテーション	

（注1）大規模監査法人の上場会社監査における①・③は、継続監査期間5年、インターバル期間5年
（注2）赤字は変更点

このチームメンバーのローテーションは、資本市場に直接関わるステークホルダーだけでなく、国会・政党においても関心をもって議論されました※3。

※3 自由民主党政務調査会金融調査会に設置された企業会計に関する小委員会で計4回議論されました。

公認会計士に対する信頼の確立

国会・政党における議論を踏まえ、当協会は、2020年2月20日に、会長通牒「『担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション』に関する取扱い」※4を発出し、チームメンバーのローテーションに関する具体的な取扱いを公表しました。

2020年4月1日以後開始する事業年度から適用される「独立性に関する指針」の改正では、監査業務の担当者が長期間にわたって監査業務に関与する場合に、必要に応じてローテーション（チームメンバーのローテーション）等を行うことが求められており、このルールは全ての監査業務に適用されるものですが、社会的影響度が特に高い会社の監査業務の場合には、このルールに加え、公益の観点から上乗せルールを設定するというものです。

社会的影響度が特に高い会社の監査に関する上乗せルール

対象

○時価総額 概ね5,000億円以上の上場会社

（資本市場に与える影響の度合いを考慮し、公益の観点から設定）

時価総額区分	企業数（社）	時価総額合計（百万円）	カバー率
1兆円以上	143	422,715,372	60.5%
5,000億円以上	271	512,642,437	73.4%
3,000億円以上	395	561,184,795	80.4%
1,000億円以上	802	631,729,614	90.5%
1,000億円未満含む合計	3,834	698,286,420	100.0%

（時価総額算定日：2019年12月30日）

内容

○公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得る馴れ合い等が生じるおそれのある長期の関与は、10年

○監査補助者が引き続き業務執行社員として関与する場合

▶監査補助者としての関与期間を考慮して長期間の関与の判定を行う運用とする。

▶馴れ合いの除去方法（セーフガード）は、ローテーションが最有効手段であることを示す。

経過措置

○各監査法人の監査品質や人員計画等に及ぼす影響を考慮して実務上必要な経過措置を規定

▶適用時期（2021年4月1日以後開始する事業年度から適用）

▶既に就任している業務執行社員の取扱い

「社会的影響度が特に高い会社」は、2019年12月末時点において、時価総額ベースで市場の70%以上をカバーするものです。

当協会としては、会員が本通牒を遵守することにより、長期的関与による利害関係者からの懸念に対処できるものと考えています。

※2 ▶**2019年10月25日　会長声明「監査人の独立性強化に向けて～『監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）』の公表を受けて～」**
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20191025vrz.html

※4 ▶**2020年2月20日　会長通牒「『担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション』に関する取扱い」**
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200226jfe.html

3　公認会計士社外役員や組織内会計士への倫理規則の遵守徹底

2019年12月4日に会社法の一部を改正する法律案が参議院において可決され、上場会社等において社外取締役の設置が義務付けられたことを受けて、社外役員等に就任している公認会計士に対して、2019年7月の倫理規則の改正によって新たに設けられた違法行為への対応の遵守を改めて注意喚起するために、当協会は、2019年12月5日に、会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」を発出しました。

特に社外役員等に就任している公認会計士については、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図るための役割・責務を適切に果たすため、積極的に権限を行使するとともに、ガバナンスを担う者として、より高い職業倫理の遵守が求められることを再認識し、社会から期待された責任を果たせるよう、倫理規則の十分な理解と確実な遵守を要請したものです。

▶**2019年12月5日　会長声明「社外役員等に就任している会員に対する倫理規則の遵守徹底について」**
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20191205gci.html

この倫理規則の改正※1は、2016年に、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が策定する「職業会計士のための倫理規程」が改正されたことを受けて行ったものです※2。

現在、多くの国において、企業等所属の職業会計士が、財務報告のサプライチェーンの中で重要な役割を果たしています。財務情報の信頼性の確保という点で考えた場合、監査人は、監査業務を通じてその信頼性の確保に寄与しますが、企業等所属の職業会計士は、作成段階又はそれ以前の基礎となる情報から関与していますので、監査人だけではなく、企業等所属の職業会計士に対しても倫理的行動を高めることを求めることによって、財務情報の信頼性の確保につながり、公共の利益にも資することが期待されています。こういった背景から、IESBA倫理規程において、企業等所属の職業会計士に対する規定の強化がなされました。

※1 違法行為への対応のほか、企業等所属の公認会計士が、情報の作成及び提供に関与する場合にとるべき行動についてのガイダンスや、プレッシャーに直面した場合のガイダンスの充実等を図っています。

※2 国際会計士連盟（IFAC）の加盟団体は原則としてIESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならないとされていることから、IFAC加盟団体である当協会の倫理規則は、IESBA倫理規程と同様の内容を規定しており、IESBAの倫理規程が改正される都度、倫理規則の改正の検討を行っています。

日本では、公認会計士がCFOや社外取締役、監査役等の役職に就くケースも多く、企業での専門性の発揮が期待されるとともに、特に専門性を持った者がガバナンスの活動を担うことの重要性もますます高まってきています。

そのため、会長声明を発出するだけでなく、組織内会計士研修会「『倫理基準』の改訂を組織内会計士の価値向上につなげよう～『違法行為への対応』と今後の倫理強化への流れ～」を実施し、公認会計士への周知徹底を図りました。また、解説動画を作成することで、広く一般への普及・促進も図っております。

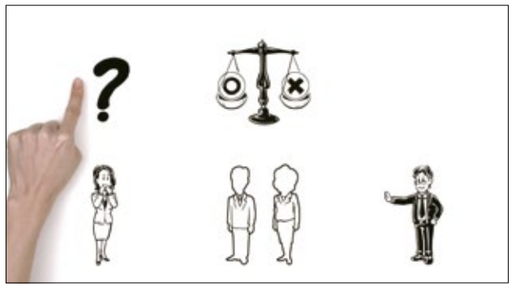

▶**解説動画「組織内会計士と社外役員である会計士に求められる、公認会計士としての倫理」**
https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200325jzv.html

Column

「倫理基準」の改訂を組織内会計士の価値向上につなげよう～「違法行為への対応」と今後の倫理強化への流れ～

○開催日：2019年9月19日（木）

○場所：公認会計士会館ホール

○内容：脇一郎常務理事（ダイバーシティ&インクルージョン担当）から組織内会計士に対する倫理強化の背景、「違法行為への対応」の解説、今後の倫理強化の流れについて国際的な議論等を紹介しました。

研修会の様子

多様な領域での会計インフラへの貢献

1　非営利組織モデル会計基準

1　非営利組織の会計インフラの現状、背景

非営利組織には、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人等様々な法人形態があり、法人形態ごとに適用される会計基準や設定主体が異なっています。

これらの非営利組織は既にそれぞれ重要な役割を担っていますが、その活躍の場は、民間の自発的・創発的行動による社会的サービスの提供や政策提言等、多様な価値の提供主体へと広がりを見せており、今後、非営利組織が社会から寄せられる期待に応えていくためには、非営利組織の自立と経営力を向上させていくことが求められています。

非営利組織の財務資源は、寄附金のほか、補助金や助成金等となっており、従来は補助金や助成金等が高い割合を占めていましたが、補助割合の低下等もあり、民間からの資源確保を増やしていくことが重要な課題となっています。そのため、非営利組織を運営する理事者は、資源提供者である寄附者や債権者等に対して、資金をどのように使ったのかについての説明責任を果たすこと、また、資源提供者の情報ニーズに応えるための有用な情報の提供をすることにより国民からの信頼を得ることが必要となります。

最近では、法人の事業内容やステークホルダーにおいて、法人形態間での相違が小さくなってきているとともに法人形態を超えた組織連携も求められる時代となってきており、会計の在り方も法人の活動をより反映する方法にしていく必要があります。また、法人形態を超えて、資源提供者や債権者といったステークホルダーのニーズに応える組織横断的な会計枠組みの構築も必要となります。このように一般の情報利用者の情報ニーズに応えるためには、非営利組織全体に共通する枠組みの下に、首尾一貫し、理解しやすい財務報告モデルが構築される必要があります。そのためには、「誰のため」の「どのような目的」の会計をデザインするか、「どのような情報が求められているか」という基本的な概念を示し、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠になります。加えて、様々な非営利組織に共通する基本的な特性がそこに反映されていることも必要になります。

一方、中でも特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会インフラとしての役割を果たすことも期待されています。このような特定の専門的ニーズと一般的な情報利用者のニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考えていく上で重要な視点になります。

2　日本公認会計士協会の取組

(1) 非営利組織モデル会計基準の策定

当協会では、このような非営利組織の置かれている現状について、「わかりやすい」共通の概念、会計基準（モデル会計基準）を開発することを目標として、法人形態を超えて財務報告の共通性を高めるというアプローチを長期的な計画として取り組むこととし、非営利組織会計検討会を立ち上げ検討し、2019年7月に同検討会による報告「『非営利組織における財務報告の検討』～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」を公表しました。

▶**非営利組織会計検討会による報告「『非営利組織における財務報告の検討』～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」**
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190731iub.html

「モデル会計基準」は、非営利組織の財務報告の検討の附属資料として、「財務報告の基礎概念」とともに公表しています。「モデル会計基準」の位置付けは、非営利組織の会計基準を開発、改正する際に、参照していただくというものであり、強制力を持つものではありません。法人形態別の会計基準の改正の際に参照されるプロセスを通じて、各基準間の相互整合性が高まることが期待されます。

「財務報告の基礎概念」は、モデル会計基準を開発するに当たって、非営利組織の組織特性、財務報告の目的、有用な財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、認識と測定といった財務報告の基礎となる概念を示すものです。基礎概念を文書化することで、明確な体系の下で、一貫した考え方に基づき会計基準を開発し、財務諸表の作成者や利用者が会計を理解する上での前提となる考え方が示されていることから、会計基準に記載のないことが起こった場合の立ち返り、方向性を示すものとなっています。

多様な領域での会計インフラへの貢献

財務報告の基礎概念とモデル会計基準のイメージ

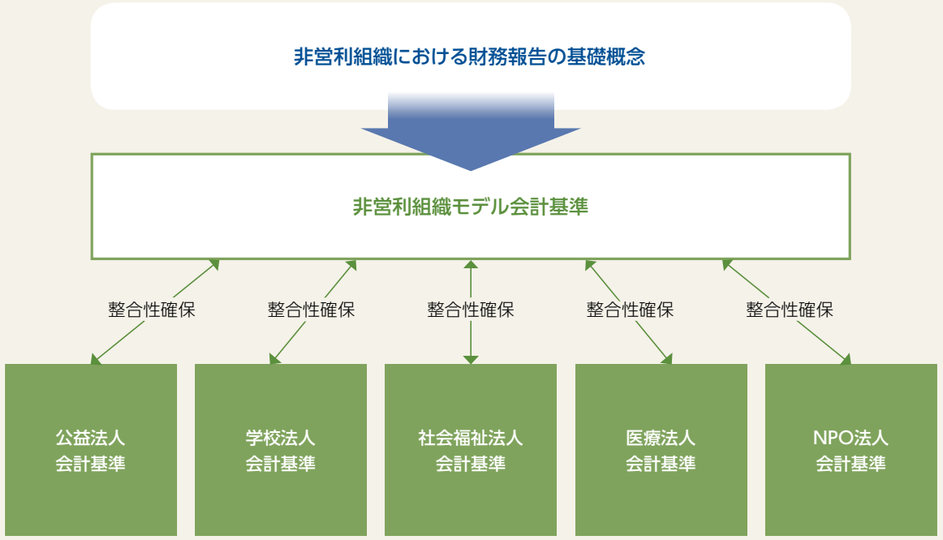

非営利組織の共通の会計基準については、長い間、学識者の間で研究がなされてきたテーマでありましたが、現実的に会計基準が作成されるまでには至っていませんでした。そのため、当協会において、非営利組織会計検討会を立ち上げ、学識経験者と共に、モデル会計基準を開発・提案したことが非営利分野における会計の大きな第一歩となり、この取組について、多くの賛同を得ています。

(2) 今後の展望

各法人形態の会計基準と個別の会計処理を比較、検討して、可能な限り「モデル会計基準」を参照してもらうための活動が今後の当協会の非営利分野のメインのテーマになります。その際、現行の会計基準との調整の過程で、方向性や会計処理の再検討が必要となれば、「モデル会計基準」を改正していくことになります。中長期的な活動でありますが、「モデル会計基準」を参考に、非営利組織の会計インフラを整備、共通化した会計処理の下に作成した財務諸表にて、ステークホルダーへの情報提供が行われることが期待されます。

2　税制改正に関する要望

1　税制改正意見・要望書

当協会では、2000年から、主として現行税制の問題等に関する意見・要望を取り上げる「税制改正意見・要望書」を作成・公表しています。

2019年は、我が国の税制の構造的問題に関する、以下の「政策的要望」9項目とともに、税制の個別規定に関する「個別的要望」62項目、合計71項目の意見・要望を行いました。

政策的要望

①【法人税法における課税所得計算と企業会計の調整】
- 計算の目的に配慮しつつ、企業会計の基準を尊重した法人税法の改正を行うこと
- 税務コンプライアンスが整備されている上場企業等においては、債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容すること

②【事業承継支援税制】
- 事業承継税制の特例要件を適用状況に応じて見直すこと

③【ベンチャー投資に関する優遇税制】
- ベンチャー投資を促すため、優遇税制の一層の充実

④【消費税の軽減税率制度及びインボイス制度】
- 新たな益税の発生防止
- 事業者において混乱のない導入可能なインボイス制度設計
- 適格請求書類似書類であることが判明した場合の宥恕規程を設けること

⑤【納税環境整備等】
- 税務手続において使用されている番号の整理・統合
- 税制改正における十分な議論、改正趣旨の周知

2　税制の在り方に関する提言

「税制改正意見・要望書」に加え、2016年からは、変化する社会情勢からその問題点を見いだし、政策手段の1つとして、中期的に税制はどうあるべきかという観点で「提言」を作成・公表しています。

2019年は以下の3分野6項目について提言を行いました。

Ⅰ　企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化

1.デジタル経済への課税
海外多国籍企業のインバウンド所得への適切な課税と、我が国企業の国際的な事業活動を阻害せずかつ過度に複雑にならない実効性のある税制の設計

2.スタートアップ企業を中心とする中小企業の成長を促す税制
新たなビジネスが創出される環境を税制面において整備すること

Ⅱ　経済社会構造の変化、少子高齢化等の課題への対応

1.シェアリングエコノミーにおける納税環境整備
シェアリングエコノミーやギグエコノミーについて、バランスの取れた納税環境の整備を行い、課税の公平性を確保していくこと

2.世帯単位課税の導入
働き方の変化、多様化に対応した配偶者控除の見直しも含めた課税単位の検討

Ⅲ　世代間の資産偏在の是正

1.相続税、贈与税
高齢者世帯から、消費が活発な若年世代に円滑な資産移転を促すための相続税、贈与税の構造改革

2.所得税
所得税制上の優遇処置の基準に、所得（フロー概念）だけでなく、資産（ストック概念）を取り入れることで、より公平な税制の実現

継続的専門研修制度

1　概要

公認会計士は、職業的専門家としての資質の維持・向上及び監査環境等の変化へ適応するために、継続的専門研修(CPE=Continuing Professional Education)の受講を義務付けられています。

CPE制度は、主に職業倫理・専門的知識・専門的技術の向上に資するカリキュラムで構成されており、公認会計士は、必須研修を含む研修単位を3事業年度で120単位(120時間相当)以上取得しなければなりません。

CPE制度における必修研修の内容

- 職業倫理に関する研修
- 監査の品質及び不正リスク対応に関する研修(法定監査業務に従事する公認会計士)
- 税務に関する研修

なお、CPE義務不履行者に対しては、氏名等の公表・会員権の停止及び金融庁長官への行政処分請求等の懲戒・監査業務の辞退勧告等の措置を行うことがあります。

当協会ウェブサイトの「公認会計士等検索」において、個人別の研修履修結果(「義務達成」・「義務不履行」・「研修の免除」の別)について確認することができます。

▶「公認会計士等検索」
https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/ms.php

2　実施状況

CPEの単位取得に際しては、集合研修に参加、eラーニングを受講、指定記事を読みレポートを提出する等の方法があります。

2019年度において実施した集合研修の分野別状況は次のとおりです。

監査や倫理といった職業的専門家としての知識の研鑽に資する研修のほか、国際会議を想定したビジネスルール研修や、監査事務所のダイバーシティの実現に向けた研修等、幅広く実施しています。

分野	実施回数
倫理等	279
会計	151
監査(不正事例研究を含む)	460
税務	429
コンサルティング	153
組織環境	108
スキル	48
合計	1,628

3　履修状況

公認会計士のCPE履修率の推移は以下のとおりであり、98%を超える公認会計士が受講義務を果たしています。

CPE履修率の推移

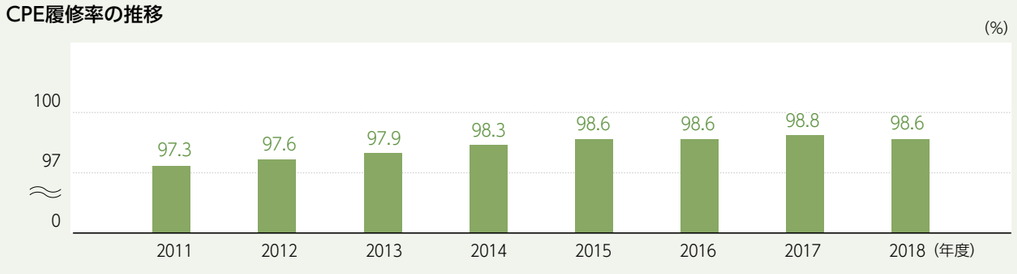

4　研究大会

当協会は、公認会計士、外部有識者、実務家等の研究成果等を全国から参加した公認会計士の前で発表し、知識の吸収や資質の向上そして社会的発言の場とすることを目的として、1979年から研究大会を開催しています。

2019年9月18日に第40回研究大会を幕張メッセ国際展示場7ホール・国際会議場(千葉県千葉市)において開催しました。

40回目となる今回は、2016年4月に設立された千葉会での初めての開催となり、「会計・監査新時代～公認会計士と地域との共創～」をメインテーマとして、公認会計士がその知見を活かし、国・自治体の各機関等の支援制度等を活用しながら地域と新しい関係を共に作り上げ、更なる発展に貢献していくため、10テーマの研究発表を行い、延べ約1,500人が参加しました。

また、研究発表に先立ち、開催地に関わりの深い外部講師を招いての記念講演会も開催しており、今回は堀切功章氏(キッコーマン株式会社　代表取締役社長 CEO)から「キッコーマンの成長戦略～キッコーマンしょうゆを“世界の調味料”へ」をテーマに講演いただきました。

堀切功章氏(キッコーマン株式会社代表取締役社長　CEO)の講演の様子

2019年9月18日開催第40回研究大会の様子

研究発表の様子

社会貢献活動

当協会は、公認会計士の専門家としての活動とその支援を通じた社会への貢献を目指していますが、様々な社会貢献にも取り組んでいます。

1　持続可能な社会構築に向けた取組

1　持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会の取組

2015年9月に開催された国際連合の持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発に向けた2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」として2030年を期限とする17の目標と169のターゲットが掲げられ、また、日本においても、政府が「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置する等、現在、国内外において持続可能な社会の構築に向けた取組が急速に広がりつつあります。

当協会では、持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤になるとの考えの下、「持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会」を設置し、SDGsに掲げられた目標・ターゲットや日本における社会的課題を理解した上で、協会及び公認会計士と社会との関わり方や持続可能な社会の構築に貢献するための課題及び取組の方向性を検討しています。

2019年6月には、委員会が考える未来の社会の在るべき姿と協会及び公認会計士が目指すべき姿、取組の方向性について中間報告として取りまとめ、公表しました。

中間報告では、様々な社会的課題の中から、特に人口減少や少子高齢化、自然災害、社会インフラの老朽化等が持続可能な社会の構築のための課題であると整理し、委員会が考える未来の社会の在るべき姿を「人口減少、経済低成長下において、あらゆる社会的な課題解決のために効率的、効果的にスピード感をもって資源を投下し、経済発展と社会的課題の解決を両立できる社会」としました。そして、幅広い専門知識・業務経験、高い倫理観、課題抽出・解決力等といった公認会計士の強みを活かして、この未来の社会の在るべき姿の達成に貢献するために、協会及び公認会計士が目指すべき姿を「持続・発展可能な社会を共に築くプロフェッショナルパートナー」とし、「社会への発信」、「積極的な交流」、「自らのイノベーション（意識改革）」の3つに取り組んでいくことを掲げています。

この中間報告を基に内外の様々な方々との対話を深め、更に方向性や具体的な取組を明確にし、目指すべき姿に近づけるよう施策を検討・実施していきます。

▶中間報告「持続可能な社会構築に向けた公認会計士の貢献」
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190619jiz.html

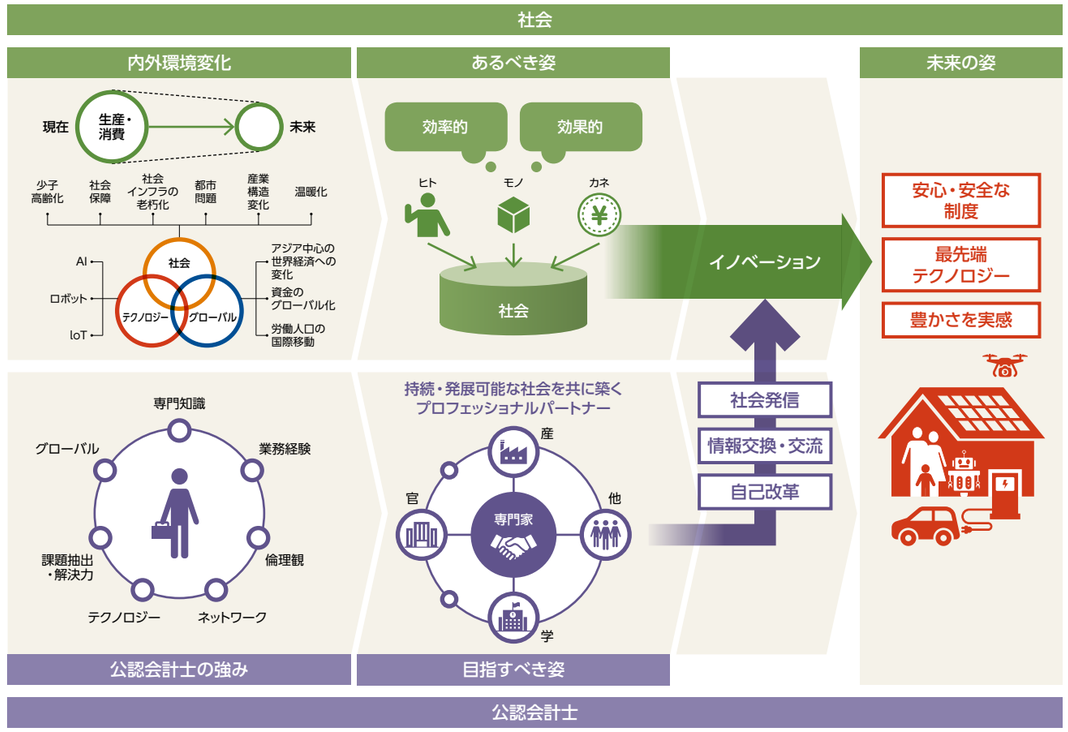

また、シンポジウム「SDGs先進都市京都で考える～持続可能な社会構築と専門家の役割」を京都で開催しました。

この他にも、SDGs達成のための中長期的な国家戦略とされている「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（改定版）（骨子）」に対して、職業専門家団体としての立場から意見を提出しました。

Column

SDGs先進都市京都で考える～持続可能な社会構築と専門家の役割

○開催日：2019年6月21日（金）
○場所：京都ホテルオークラ
○主催：日本公認会計士協会
○後援：京都市、関西SDGsプラットフォーム、京都新聞、金融庁
○内容：人口減少や社会保障費の増大、地方都市の弱体化等我が国が直面している課題、国連サミットで採択されたSDGsの達成に専門家としてどのような貢献ができるか。「全国市区サステナブル度・SDGs先進度調査」（日経グローカル誌掲載）において首位にランクされ、また、気候変動に関する国際的な枠組みの議論の舞台としても著名な京都市で、専門家が果たすべき役割についてパネルディスカッション形式で有識者と意見交換を行い、議論を深めました。

シンポジウムの様子

パネリストと主な意見は、次のとおりです。　（注）役職等は、シンポジウム開催時点のものです。

- 川勝 哲夫 氏（京都中央信用金庫 専務理事）
- 澤田 潤一 氏（公益財団法人 日本生産性本部 業務執行理事）
- 藤田 裕之 氏（レジリエント・シティ京都市統括監）
- 諸富 徹 氏（京都大学大学院経済学研究科・地球環境学堂教授）

▶地域の活性化のためには、各企業が抱えている課題解決が最優先であると考えている。創業期、成長期、再生期等といった企業の各ライフステージに特化したサポート支援が必要であり、財務や税務、コンサル、事業承継等について専門家との連携強化が不可欠と考えている。（川勝氏）

▶地域の中で地域の課題を解決する人材を育てていこうという考えがある。専門家には、現状を理解していただき、地域の方と考えていくような取組をしていただけるとよい。（澤田氏）

▶中小企業には、地域に根付いて地域と連携して活動している企業が多い。中小企業へのコンサルティングの際に、SDGsと同じように地域に根差した取組が重要ですよと、公認会計士が専門家の立場でアドバイスしてほしい。（藤田氏）

▶人口減少の時代に都市経営を考える上で、これまで以上に専門家の知見や関与が必要となる。優先順位を決めて対処する必要がある時代に突入する中で、例えば、投資の観点では、何に対して重点的に投資すべきか評価が必要となり、そこに専門家の知見が必要となる。（諸富氏）

社会貢献活動

2　気候変動への対応

SDGsの17の目標の中でも、気候変動（目標13）は極めて注目度が高いものとなってきています。気候変動は、個社レベル、産業レベル又は経済レベルで、企業やその事業活動に様々な影響を直接的・間接的に及ぼす可能性があるため、金融システムの安定を損なう事態となるおそれがあるとされています。こうしたことから、2017年6月に金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）から気候変動関連の財務情報開示の提言をまとめた最終報告書が公表されました。TCFD提言に沿った開示を実現する上で、企業及び投資家から公認会計士に高い期待が寄せられています。

このような環境の中、当協会を含むThe Prince of Wales's Accounting for Sustainability Project（A4S）※のメンバーである会計専門家団体の最高経営責任者13人（14組織）が共同で、各団体のメンバーである会計専門家へ、気候変動に対する行動を呼び掛ける声明文「CALL TO ACTION IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE」を発出しました。

この声明では、会計専門家に対して「自身の関係する組織が必要なスピードと規模をもって気候変動に対応することをサポートするため、今、行動しましょう」と呼びかけるとともに、財務・会計の専門家として公認会計士が気候変動に関し様々な貢献が期待されること、気候変動の緩和策と適応策を実現する上で大きな役割を果たすことができることを述べています。

▶「CALL TO ACTION IN RESPONSE TO CLIMATE CHANGE」
https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200227jwc.html

※ 英国のチャールズ皇太子の支援の下で2004年に組織され、企業報告及び企業内意思決定に持続可能性（サステナビリティ）を組み込むことを目的として活動しています。
当協会は、2009年12月の年次サミットから参加しています。

2　会計基礎教育

当協会は、2016年の定期総会で会計基礎教育（社会における会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上のための教育）に取り組むことを決議しました。

会計リテラシーは、公認会計士等の専門家や企業で財務・経理に携わる方々だけが必要とするものではなく、社会の様々な場面やライフステージで必要・有用なものです。当協会は、会計職業専門家団体として、会計リテラシーの普及について役割を果たしていきたいと考えています。

2021年度・2022年度から実施される新たな学習指導要領に基づく中学校・高等学校の教育課程においては「会計情報の活用」が取り上げられており、現場の教員への周知・理解促進のための教材の作成が求められていることから、2019年2月に「会計リテラシー・マップ・教材研究会」を設置し、実務家である公認会計士のほか、学識経験者の参画も得て、教材を作成し、教科書会社を訪問して意見交換を行う等具体的な検討を進めています。

また、全国の中学校・高等学校の社会科等を担当する教員を対象とした「証券・経済セミナー」（主催：全国公民科・社会科教育研究会、協力：日本証券業協会）」（2019年8月1日開催）において当協会の栗城綾子研究員が「生徒に伝えたい企業会計の話」をテーマに講演しました。

証券・経済セミナーでの講演の様子

会計リテラシー・マップ・教材研究会 委員（2020年3月31日現在）

佐藤 裕紀
阿部 信太郎※（城西国際大学教授）
浦崎 直浩※（近畿大学教授）
桂 真理子
栗原 久※（東洋大学教授）
鈴木 真紀江
平木 敬
深谷 玲子

※は会員外の有識者　赤字は女性

3　ハロー！会計

会計教育活動の一環として、2005年より始まった小・中学生を対象とした無料の会計講座です。ケーキやたこ焼き等身近な食べ物を題材にした分かりやすい講座は好評を博しており、当協会の地域会が中心となって、これまで200か所以上で訪問講義・公開講義を実施しています。

公開講座の実施予定は以下をご覧ください。

2019年度においては、訪問講義を39回、公開講義を23回実施し、延べ4,855人の方にご参加いただきました。

「ハロー！会計」の様子

「ハロー！会計」参加者募集ポスター

▶「［全国］今後の「ハロー！会計」実施予定について」
https://jicpa.or.jp/news/jicpa_pr/2019/hello_schedule.html

4　途上国支援

当協会は、ミャンマー公認会計士協会（MICPA：Myanmar Institute of Certified Public Accountants）及び一般財団法人大和日緬基金と、ミャンマー公認会計士の人材育成やMICPAの機能強化を支援していくことに合意し、2016年に覚書を締結しました。この覚書に基づき、当協会では、ミャンマーの会計人材育成及び会計・監査制度の継続的強化に向けた共同取組を進めています。

2019年度は、MICPAに所属する公認会計士3人のほか、ミャンマー連邦監査局及びミャンマー民間企業よりそれぞれ1人の計5人の関係者が来会し、当協会では日本の会計・監査制度及び不正事例紹介、日本の品質管理レビュー制度に関する研修を実施しました。

来会したミャンマー関係者と手塚会長

5　災害復興支援

2019年度は、大規模自然災害の発生を受け、会員に対し寄付を募り、日本赤十字社「令和元年8月豪雨災害義援金」、「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」及び「令和元年台風第19号災害義援金」を通じて11,455,215円の寄付を行いました。

また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（2015年12月25日公表）に基づき、債務者を支援する登録支援専門家名簿を作成しています。

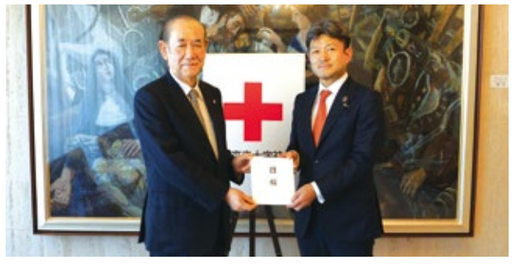
災害義援金寄付の様子

組織基盤

1　ガバナンス体制

当協会は、最高意思決定機関である総会、会務の執行・監督を担う機関である常務理事会及び理事会、諮問機関である委員会等で構成されているほか、モニタリング機関として、監事会、自主規制モニター会議等を設置しています。

特に運営の透明性が求められる機関及び公認会計士以外の専門的な知見を必要とする機関には、会員外の有識者の参画を得ています。

組織図（2020年3月31日現在）

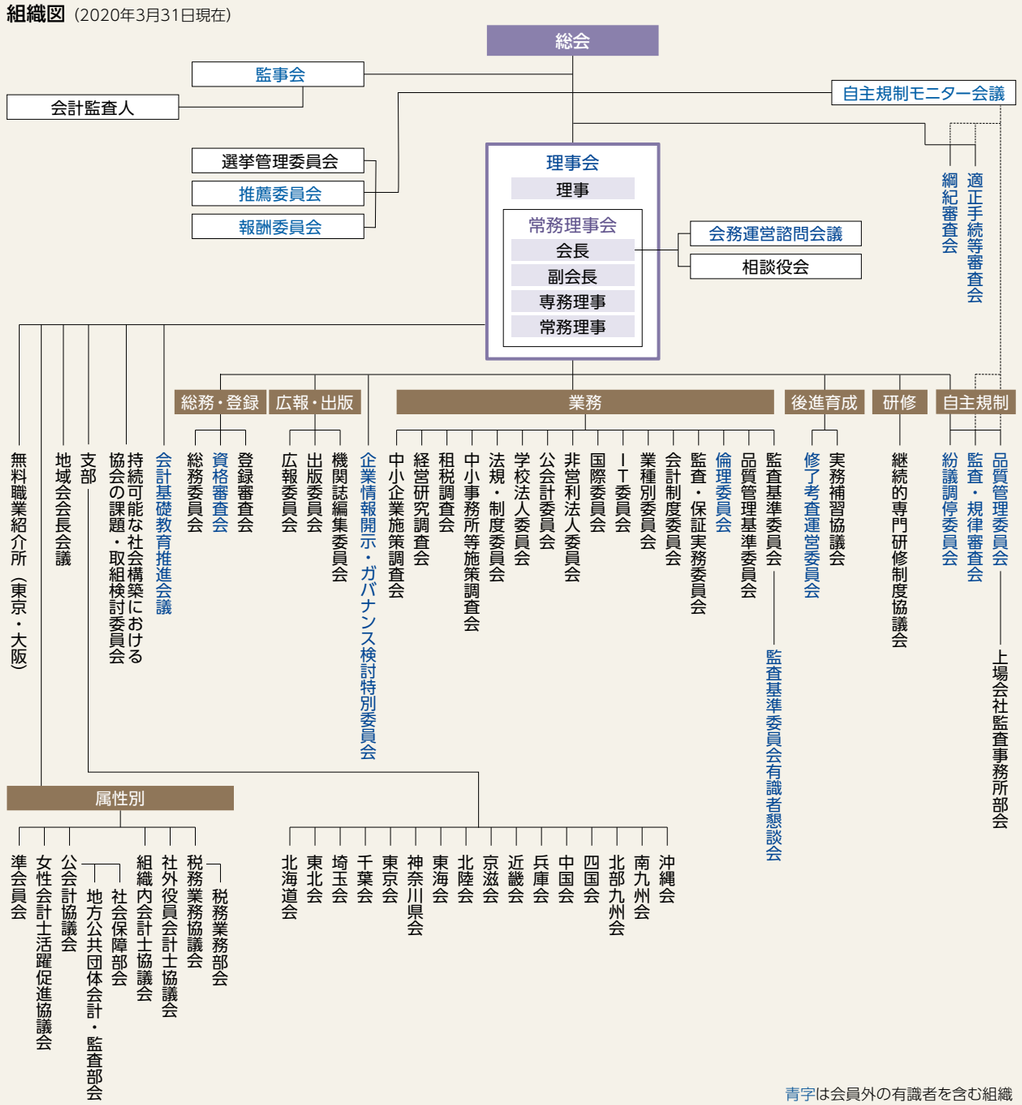

役員

当協会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事が役員として置かれ、総定数は90人以内となっています。

役員は、公認会計士による選挙で選出することを基本としていますが、会務運営の透明性確保のため、理事のうち2人、監事のうち1人を会員外の有識者から選任しています。また、専務理事は、公認会計士又は会員外の有識者から選任することとしています。

❶手塚 正彦　❷加藤 達也　❸小倉 加奈子　❹柳澤 義一　❺小暮 和敏　❻北山 久惠　❼武内 清信
❽峯岸 芳幸　❾佐藤 久史　❿海野 正※(注)

(注)専務理事の海野 正は、任期満了に伴い2020年3月31日をもって退任し、同年4月1日付けで佐藤 久史(会員)が就任しました。

※は会員外の有識者　赤字は女性

組織基盤

役員一覧（2020年3月31日現在）

会長	手塚 正彦						
副会長（7人）	柳澤 義一	小暮 和敏	加藤 達也	武内 清信	小倉 加奈子	峯岸 芳幸	北山 久惠
専務理事	海野 正※(注)						
常務理事（32人）	秋山 修一郎	新井 達哉	梶川 融	兼山 嘉人	北方 宏樹	北澄 和也	後藤 紳太郎
	小林 尚明	佐藤 敏郎	椎名 弘	篠河 清彦	志村 さやか	庄司 基晴	菅谷 圭子
	鈴木 真紀江	千々松 英樹	鶴田 光夫	戸張 実	西田 俊之	林 敬子	久松 但
	廣田 壽俊	藤本 貴子	伏谷 充二郎	南 成人	宮原 さつき	茂木 哲也	安原 徹
	結城 秀彦	湯川 喜雄	脇 一郎	渡邊 芳樹			
理事（44人）	赤松 育子	荒木 幸介	石沢 裕一	稲垣 靖	井上 浩一	井上 信二	岩下 万樹
	岩田 国良	梅木 典子	太田 眞晴	小川 芳嗣	賀数 紀之	梶田 滋	加藤 真
	金子 靖	亀岡 保夫	久保 誉一	洪 誠悟	小松 亮一	小山 彰	坂井 浩史
	坂下 清司	渋佐 寿彦	鈴木 裕子	竹村 光広	田中 昌夫	田中 祥孝	中條 恵美
	柘植 里恵	堤 研一	中野 雄介	西川 正純	古荘 貴朗	増田 明彦	増田 仁視
	宮田 勇人	宮本 義三	八木 茂樹	矢嶋 泰久	安井 康二	山田 陽子	吉井 修
	大場 昭義※（一般社団法人日本投資顧問業協会会長）				山浦 久司※（明治大学名誉教授／元会計検査院長）		
監事（4人）	淺井 万富	尾形 克彦	堀 仁志	大塚 宗春※（早稲田大学名誉教授／元会計検査院長）			

（注）専務理事の海野 正は、任期満了に伴い2020年3月31日をもって退任し、同年4月1日付けで佐藤 久史（会員）が就任しました。

※は会員外の有識者　赤字は女性

役員職務分担（2020年3月31日現在）

部門	副会長 ／ 専務理事	役割	常務理事	
総合戦略・企画・コミュニケーション	加藤 達也 武内 清信（国際） 海野 正	総合戦略・企画	新井 達哉	
		広報		
		スポークスパーソン		
		国際	新井 達哉	宮原 さつき
		渉外	茂木 哲也	梶川 融
		JICPA Vision（SDGs）	北澄 和也	菅谷 圭子
		ルール形成・業務開発		
		調査研究・出版		
自主規制	小暮 和敏	品質管理	伏谷 充二郎	
		監査・規律審査	林 敬子	廣田 壽俊
		綱紀審査（世話役）	ー	
監査・企業会計・企業情報開示	小倉 加奈子	倫理	西田 俊之	
		監査基準・品質管理基準	志村 さやか	
		監査・保証・IT	結城 秀彦	
		業種別会計・監査	小林 尚明	
		企業会計・企業情報開示	藤本 貴子	
社会応援	柳澤 義一	ダイバーシティ&インクルージョン	脇 一郎	鈴木 真紀江
		租税	渡邊 芳樹	佐藤 敏郎
		経営	北澄 和也	
		中小企業支援	安原 徹	
		地域活性化	茂木 哲也	
		中小事務所支援	南 成人	
		会計基礎教育	鈴木 真紀江	
	武内 清信	公認会計士制度・法規	湯川 喜雄	
		公会計・監査	椎名 弘	
		非営利法人	秋山 修一郎	
		学校法人	戸張 実	
人財開発	柳澤 義一	CPE	兼山 嘉人	
		後進育成	鶴田 光夫	後藤 紳太郎
総務	武内 清信 海野 正	総務（総務管掌）	茂木 哲也	
		総務（業務管掌）	北方 宏樹	
		財務管理・情報管理	菅谷 圭子	
地域会	峯岸 芳幸（議長） 北山 久惠（副議長）	地域会	茂木 哲也 庄司 基晴 千々松 英樹	篠河 清彦 久松 但

推薦委員会

当協会の会長は、会員による選挙で選出された役員の中から会長立候補者を募り、推薦委員会で適任者1人を決定し、当選者会議に推薦し、信任を得ることで選出されます。

推薦委員会は、会員外の有識者2人を含む委員16人で構成され、会長立候補者の公認会計士の使命及び当協会会務に関する十分な識見並びに会務に専念する意欲等の諸要件を冷静かつ客観的に考察し、会長推薦者を決定します。

推薦委員会委員（2020年3月31日現在）

関根 愛子	髙橋 一夫	山田 治彦
髙田 篤	髙橋 瞳	山本 房弘
遠藤 尚秀	鳥巣 維文	清水 湛※（弁護士／元広島高等裁判所長官）
岸上 恵子	原田 恒敏	伏屋 和彦※（一般社団法人日本内部監査協会会長）
佐藤 裕紀	堀 仁志	
高品 彰	森 行一	

※は会員外の有識者　赤字は女性

報酬委員会

報酬委員会は、会員外の有識者2人を含む委員5人で構成され、役員（会長及び専務理事）に支払う報酬の内容又は報酬の内容の決定に関する方針を定め理事会に提案することを職務としています。

報酬委員会委員（2020年3月31日現在）

関根 愛子	山田 治彦	島崎 憲明※（野村ホールディングス株式会社社外取締役／元国際財務報告基準財団評議員）
髙田 篤		高橋 理一郎※（弁護士／元日本弁護士連合会副会長）

※は会員外の有識者　赤字は女性

会務運営諮問会議

当協会は、会員外の有識者に顧問に就任いただき、年に3回会務運営諮問会議を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言をいただいています。

顧問（2020年3月31日現在）

泉谷 直木※（一般社団法人日本IR協議会会長／アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長兼取締役会議長）
清田 瞭※（株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO）
櫻井 龍子※（元最高裁判所判事）
島崎 憲明※（野村ホールディングス株式会社社外取締役／元国際財務報告基準財団評議員）
進藤 孝生※（日本製鉄株式会社代表取締役会長／一般社団法人日本経済団体連合会副会長）
坂東 眞理子※（学校法人昭和女子大学理事長・総長／元内閣府男女共同参画局長）
伏屋 和彦※（一般社団法人日本内部監査協会会長）

※は会員外の有識者　赤字は女性

相談役会

当協会の会長経験者及び前副会長が相談役に就任し、年に3回相談役会を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言を受けています。

相談役（2020年3月31日現在）

中地 宏（元会長）	増田 宏一（元会長）	関根 愛子（前会長）	高濱 滋（前副会長）
奥山 章雄（元会長）	山崎 彰三（元会長）	鈴木 昌治（前副会長）	髙田 篤（前副会長）
藤沼 亜起（元会長）	森 公高（元会長）	山田 治彦（前副会長）	

赤字は女性

2　地域会

当協会では、各地で点在する公認会計士が、等しく高品質のサービスを提供していくことができるよう、必要な指導・連絡・監督を行うため、全国を16の地域に分け、支部として「地域会」を設置しています。

各地域会の会長と会員数（2020年3月31日現在）

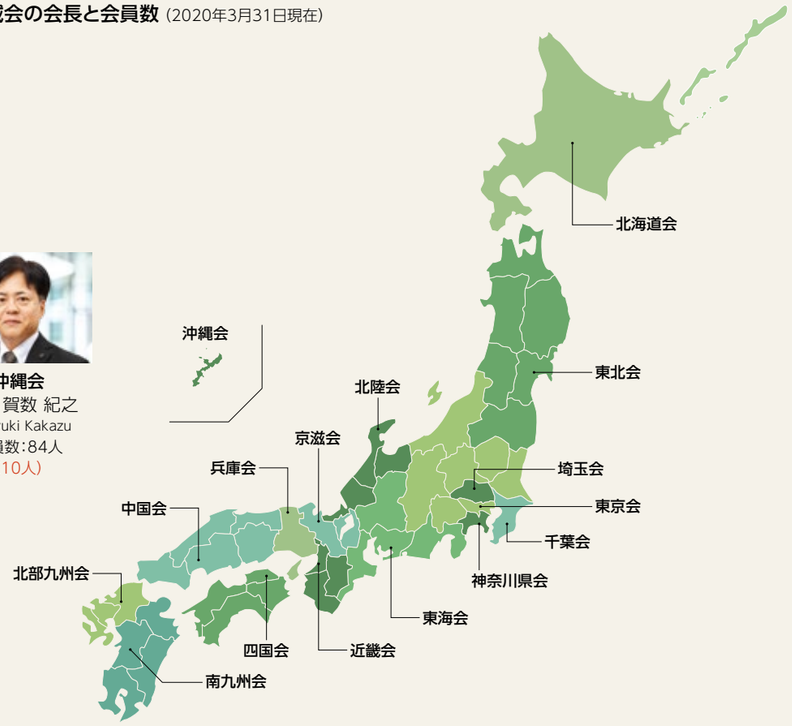

北海道会
会長：篠河 清彦
Kiyohiko Shinokawa
会員数：388人
（48人）

沖縄会
会長：賀数 紀之
Noriyuki Kakazu
会員数：84人
（10人）

東北会
会長：石沢 裕一
Yuichi Ishizawa
会員数：414人
（43人）

埼玉会
会長：西川 正純
Masazumi Nishikawa
会員数：745人
（81人）

北部九州会
会長：千々松 英樹
Hideki Chijimatsu
会員数：796人
（112人）

中国会
会長：梶田 滋
Shigeru Kajita
会員数：477人
（50人）

兵庫会
会長：宮田 勇人
Hayato Miyata
会員数：795人
（122人）

京滋会
会長：中野 雄介
Yusuke Nakano
会員数：675人
（93人）

北陸会
会長：坂下 清司
Seiji Sakashita
会員数：297人
（28人）

東京会
会長：峯岸 芳幸
Yoshiyuki Minegishi
会員数：18,850人
（2,826人）

南九州会
会長：荒木 幸介
Kosuke Araki
会員数：216人
（16人）

四国会
会長：吉井 修
Osamu Yoshii
会員数：243人
（22人）

近畿会
会長：北山 久恵
Hisae Kitayama
会員数：3,633人
（562人）

東海会
会長：久松 但
Tadashi Hisamatsu
会員数：2,114人
（293人）

神奈川県会
会長：太田 眞晴
Masaharu Ota
会員数：1,572人
（185人）

千葉会
会長：庄司 基晴
Motoharu Shoji
会員数：741人
（82人）

（注）かっこ内の人数：うち女性人数

3　事務局体制

当協会の運営を支える事務局は、5本部21グループ及び16地域会で構成されています。

2020年3月31日現在の職員数は、本部199人（男性140人・女性59人）、地域会108人（男性56人・女性52人）です。このうち、66人（男性52人・女性14人）が公認会計士です。

なお、公認会計士の増加や、業務の多様化等を踏まえ、公認会計士が監査及び会計の専門家として引き続き国民経済の健全な発展に寄与していくためには、当協会の会務の充実が不可欠であることから、事務局体制の強化を目的とし、2019年7月の定期総会において、新たに事務局長を設置することを決議しました。

また、2019年4月1日より、働き方改革関連法案が順次施行され、多くの企業が労働生産性向上に向けた取組を実施していますが、当協会においても、職員の育成及び働き方改革を目的として、専務理事を長とし、職員を中心に構成されたプロジェクトチームを設置し、事務局体制の強化に着手しています。

事務局組織図（2020年3月31日現在）

- 専務理事
  - 事務局長
    - 本部
      - **企画本部**
        - **企画**：公認会計士制度全般に関わる企画立案及び調整等
        - **広報**：事業及び会務に係る広報活動の企画立案及び調整
        - **出版**：会報・機関誌及び出版物の企画編集及び発行並びに情報の発信等
        - **調査・研究（JICPAリサーチラボ）**：公認会計士制度並びに監査・会計・税務をはじめとする公認会計士業務に関する調査・研究
      - **自主規制本部**
        - **品質管理**：品質管理レビューの実施及び関連事務並びに上場会社監査事務所部会に関する事務等
        - **監査・規律審査**：会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性についての個別的な審査及び必要な措置等
        - **綱紀**：会員及び準会員の綱紀、懲戒その他身分に係る案件の取扱い等
      - **業務本部**
        - **企業会計**：金融商品取引法監査適用会社、会社法監査適用会社その他営利法人の会計の理論及び実務についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
        - **非営利**：学校法人、公益法人その他非営利法人の会計及び監査並びに公会計の理論及び実務についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
        - **中小・ネットワーキング**：中小事務所及び中小会社等向け施策についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理、ダイバーシティ・ネットワーキング（組織内会計士協議会、社外役員会計士協議会及び女性会計士活躍促進協議会）に関する事務等
        - **調査・相談**：会員の監査業務及び職業倫理に係る相談等
        - **国際**：国際的な会計士の組織及び会議その他諸外国との渉外事務等
        - **倫理・監査**：会員の職業倫理に関する規範及び事例、監査（監査以外の保証業務等を含む。）の理論及び実務、公認会計士の業務に関係がある法規及び公認会計士制度（諸外国における公認会計士制度を含む。）についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
      - **総務本部**
        - **総務**：総会、理事会、常務理事会その他役員会の運営及び会員の福利厚生に関する事務等
        - **法務**：会則その他規則等の制定及び改廃並びに契約、登記、訴訟その他法務手続等
        - **人事**：職員の人事に関する事務等
        - **会員登録**：公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録事務等
        - **経理**：予算編成方針の立案並びに予算の作成及び運営管理等
        - **研修**：継続的専門研修（CPE）制度の運営及び修了考査に関する事務等
      - **情報管理センター**
        - **情報システム**：情報システムの整備及び管理並びに情報セキュリティ体制の運営等
        - **法定監査情報管理**：会員が当協会に提出すべき法定監査関係書類の受理、保管、提出の督促及びこれに必要な情報の収集等
  - 地域会

財政状況

1　収益構造

当協会の収益は、主に以下の3つに区分されます。

会員等が均等に負担する会費 「普通会費」・「地域会会費」	当協会の会員になった者は月額5,000円、また、準会員となった者は月額1,250円を普通会費として負担します。※1 地域会会費は、主に各地域会の独自事業の実施のために普通会費とは別に所属地域会に対し会員が負担する会費であり、地域会の規模や所属会員数により金額の差異があります（月額3,500円～5,000円）。※2
公認会計士の独占業務である 監査業務を行う 会員が負担する会費 「業務会費」	公認会計士法第2条第1項の業務に係る契約及び会費規則で定める業務に係る契約（いわゆる監査契約）を行った会員に対し、その業務に係る各事業年度の監査報酬額の一定割合を賦課しているものであり、監査種別によって適用される料率が若干異なっています。※3
「事業収益」	出版事業における書籍販売・修了考査受験料や研修会受講料等

※1 2020年4月分の普通会費から会員は月額6,000円に、準会員は月額1,500円に、それぞれ変更になります。
※2 2020年4月分の地域会会費から月額3,500円～4,500円の幅に変更になります。
※3 2020年12月1日以後に終了する事業年度又は会計年度に係る監査業務から料率が一律1%となります。

2020年3月期における受取普通会費は1,940百万円、地域会会費1,466百万円、また、受取業務会費は2,915百万円であり、これらを合わせると6,322百万円となり、経常収益総額6,837百万円の約9割を占めています。

2　2020年3月期決算の状況と財政構造の見直し

2020年3月期は、正味財産増減計算書における当期経常増減額が181百万円と黒字決算となりました。

前年度と比較すると、会員数の増加による普通会費・地域会会費の収入増、法定監査報酬の増加による業務会費の収入増による経常収益の増加があった一方、経常費用については、前年度に70周年記念事業等の一時的な費用が含まれていた一方、今年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止等に伴う施策の中止・延期の影響による費用の抑制が見られました。

なお、人件費は前期と比べて増加しています。これは、非営利分野における法定監査導入をはじめとした監査範囲の拡大、組織内会計士や社外役員会計士等への登用といった公認会計士業務の多様化に伴う当協会の事業範囲の拡大、自主規制体制の整備・運用、会計監査を取り巻く国際動向への対応等のため、相応の資質をもった事務局スタッフの確保の必要性に応じたものです。公認会計士が社会からの期待・要請に今後も応え続けていくには、当協会が、拡大・多様化する業務に従事する公認会計士を支援することができる体制を今後も強化し続けていくことが重要であり、そのための基盤を整備するために会費の負担額を含む財政構造の見直しを行いました（2020年4月実施）。

主要な財務指標の推移

（単位:百万円）

事業年度	第50事業年度	第51事業年度	第52事業年度	第53事業年度	第54事業年度
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	6,242	6,326	6,502	6,643	6,837
経常費用	6,515	6,385	6,561	6,868	6,656
当期経常増減額	△273	△59	△59	△225	181
当期一般正味財産増減額	△276	△55	△60	175	855
一般正味財産期末残高	11,497	11,441	11,381	11,557	12,412
指定正味財産期末残高	930	919	903	879	849
事業活動によるキャッシュ・フロー	148	221	219	△112	139
投資活動によるキャッシュ・フロー	455	△1,974	753	△50	90
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	4,070	2,318	3,291	3,128	3,358

※ 第51事業年度より、「公益法人会計基準」（2004年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）から、「公益法人会計基準」（2008年4月11日、2009年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）に適用を変更しています。

事業年度別　経常収益・経常費用

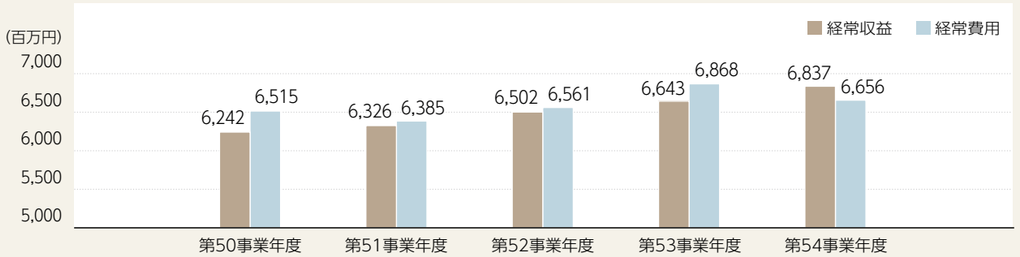

経常費用内訳・当期経常増減額推移

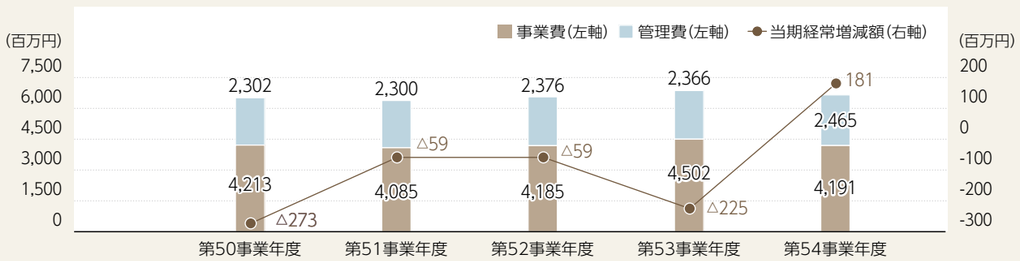

Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

日本公認会計士協会
The Japanese Institute of Certified Public Accountants

〒102-8264　東京都千代田区九段南4-4-1
https://jicpa.or.jp/

2020年8月発行
©The Japanese Institute of Certified Public Accountants
本編の内容を無断で転載することを禁じます。